



# 地方裁判所における 民事第一審訴訟事件の概況及び実情

---



## 1 民事第一審訴訟事件等の概況

### 1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件（全体）の新受件数は、過払金等事件（「金銭のその他」等）の新受件数の増減を受け、平成21年をピークにして減少傾向が続いた後、平成27年以降はおおむね横ばいとなっていたが、平成30年は近年と比べて若干減少した。

平均審理期間を見ると、民事第一審訴訟事件（全体）と過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件のいずれについても、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、平成28年及び平成29年はほぼ横ばいに推移したが、平成30年は再び長期化傾向が見られた。審理期間が2年を超える事件の割合も、民事第一審訴訟事件（全体）で前回の5.8%から6.8%に増加した。平均争点整理期日回数が若干増加するなど、争点整理期間が長期化している。また、係属期間が2年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年増加が続いている。

民事第一審訴訟事件（全体）の終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（41.4%）は前回と同一であったが、和解で終局した事件の割合（37.1%）が前回（35.8%）よりも増加した。なお、過払金等事件以外で見ると、対席判決で終局したのは既済件数全体の約25%（判決で終局した4割強の事件のうち、対席判決によるものが6割弱）となっている。

人証調べの実施率は減少傾向にあるが、平均人証数は前回と同様である。

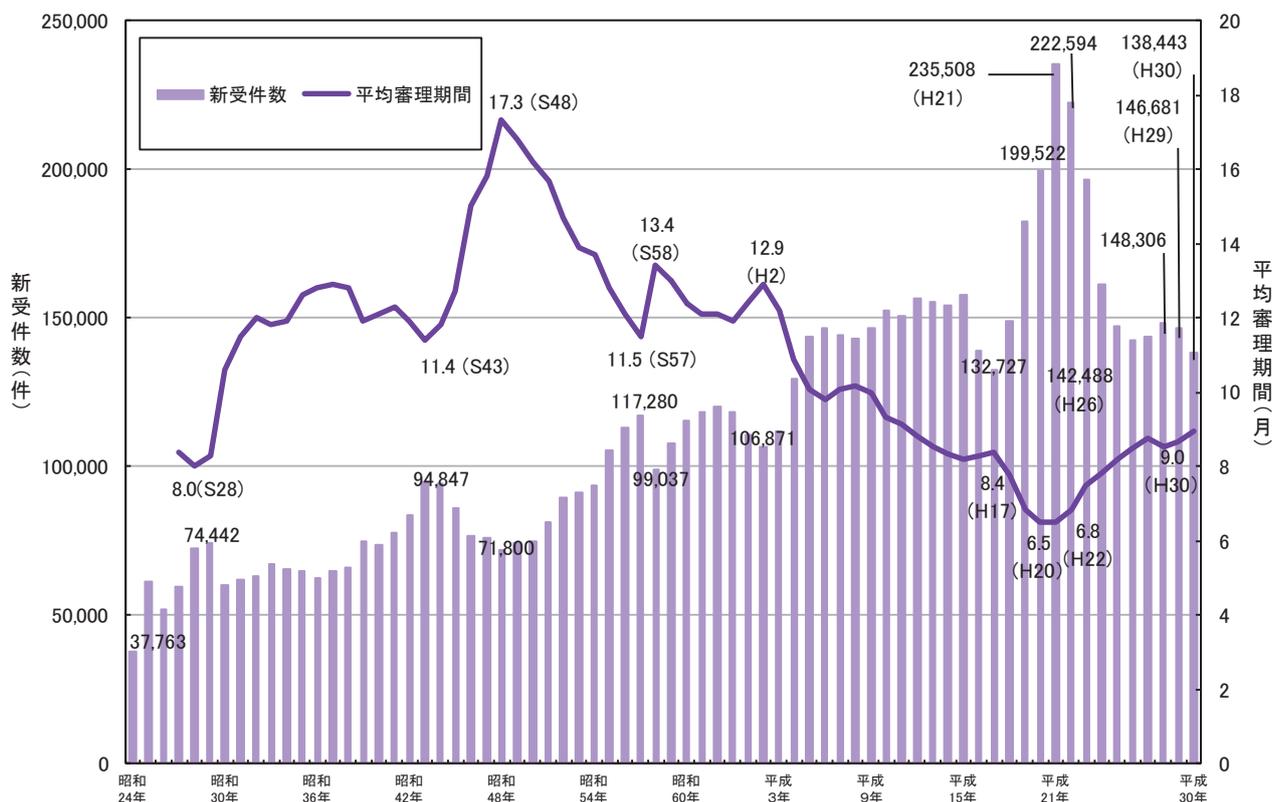
民事第一審訴訟事件（全体）の上訴率については、平成27年（23.4%）までは増加する傾向にあったが、平成28年以降は減少する傾向にあり、平成30年は20.2%となっている。

民事第一審訴訟事件（全体）の合議率については、平成24年以降、既済事件及び未済事件ともに増加する傾向にある。審理期間2年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも平成23年以降増加する傾向にあり、平成30年の合議率は34.4%となっている。

### ○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件（全体）<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体））



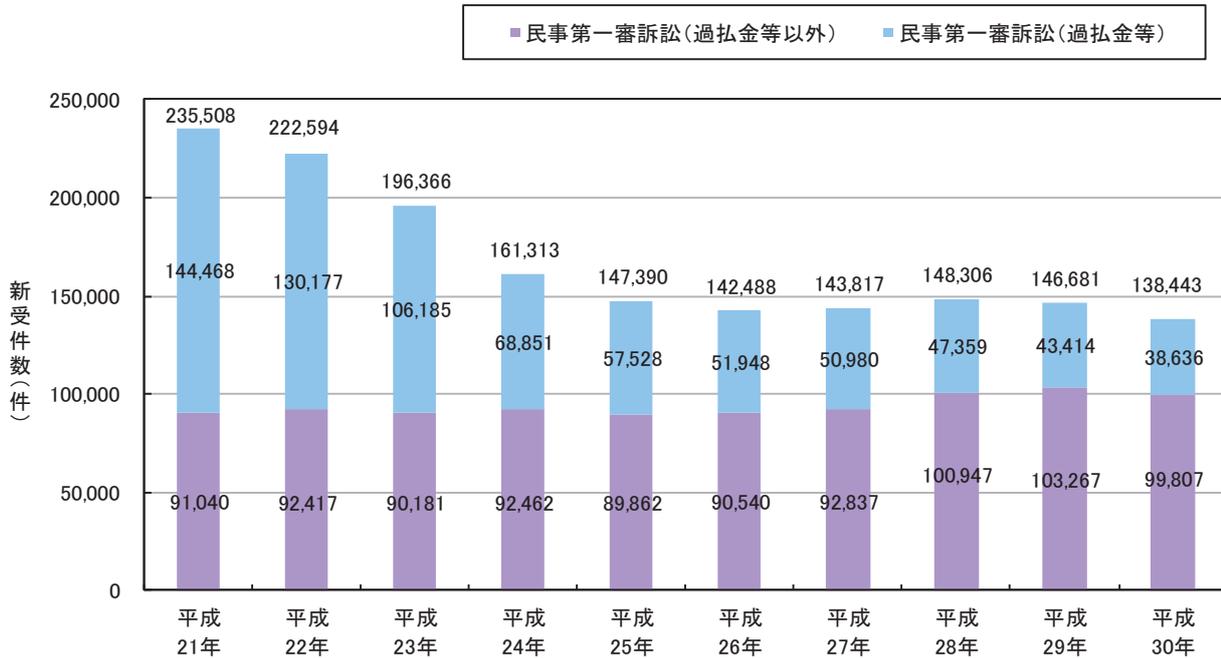
新受件数は、平成18年以降に過払金等事件の新受件数の増加に伴って急増し、平成21年（23万5508件）にピークとなった後、減少に転じ、平成27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、平成30年（13万8443件）は近年と比べて若干減少した。

過払金等事件<sup>2</sup>とそれ以外を分けて最近10年間の新受件数の推移を見ると、平成22年以降、過払金等事件は引き続き減少しており、過払金等事件以外の新受件数はおおむね横ばいで推移している。なお、新受件数における過払金等事件の民事第一審訴訟事件（全体）に占める割合を見ると、平成21年は61.3%であったが、平成30年は27.9%に減少した。（【図2】）

<sup>1</sup> ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、基本的には同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していた。ただし、例えば、同日以降に、地方裁判所の人事訴訟事件の確定判決に対して第三者が独立当事者参加の申出とともに再審請求をした場合等には、当該独立当事者参加が地方裁判所の人事訴訟事件として新たに立件され、新受事件や既済事件として計上されることがある。

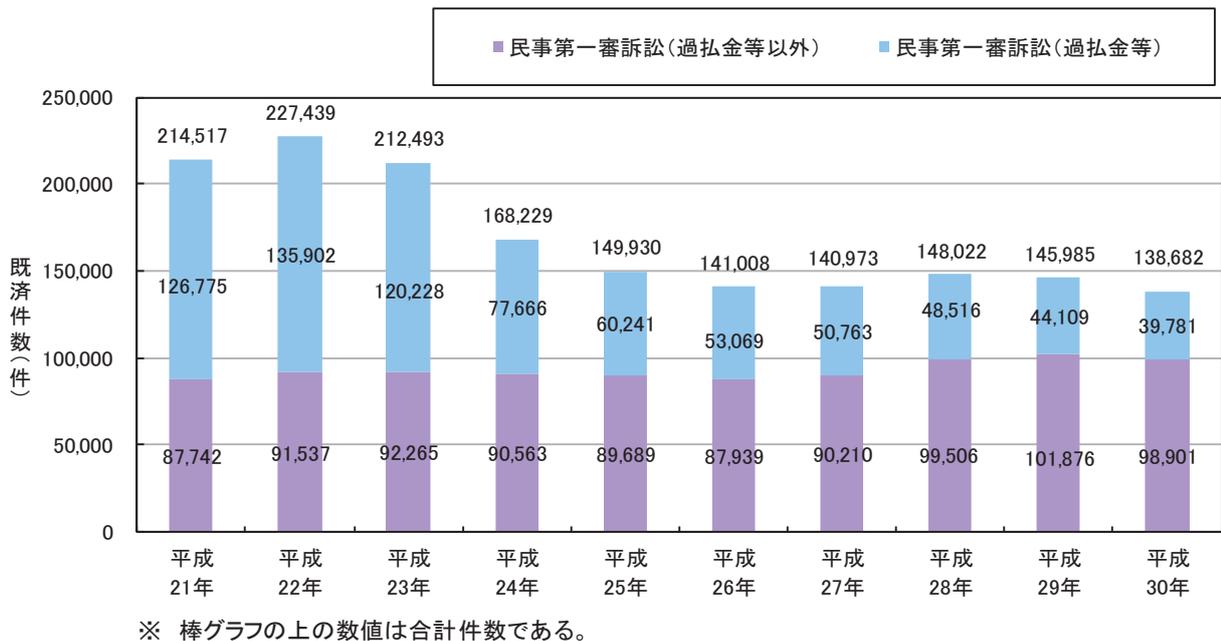
<sup>2</sup> 過払金等事件を除外する処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下参照。過払金等事件を除外する処理を行うに際しては、従前は「金銭のその他」に含まれていたが平成16年4月以降は独自の事件種類区分ができて「建築請負代金」「知的財産金銭」「労働金銭」の3類型についても、従前と同様、除外する処理をしている。ただし、過払金等事件以外の中で、更に事件類型ごとで区別したデータを用いる場合には、上記3類型をも除外する処理は行わないものとする。

【図2】 新受件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



最近 10 年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、新受件数の推移とほぼ同様に、平成 22 年(22 万 7439 件)にピークとなった後、新受件数の減少に伴って減少し、平成 27 年(14 万 0973 件)以降はおおむね横ばいで推移していたが、平成 30 年は 13 万 8682 件と近年と比べて若干減少した(【表 4】)。

【図3】 既済件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



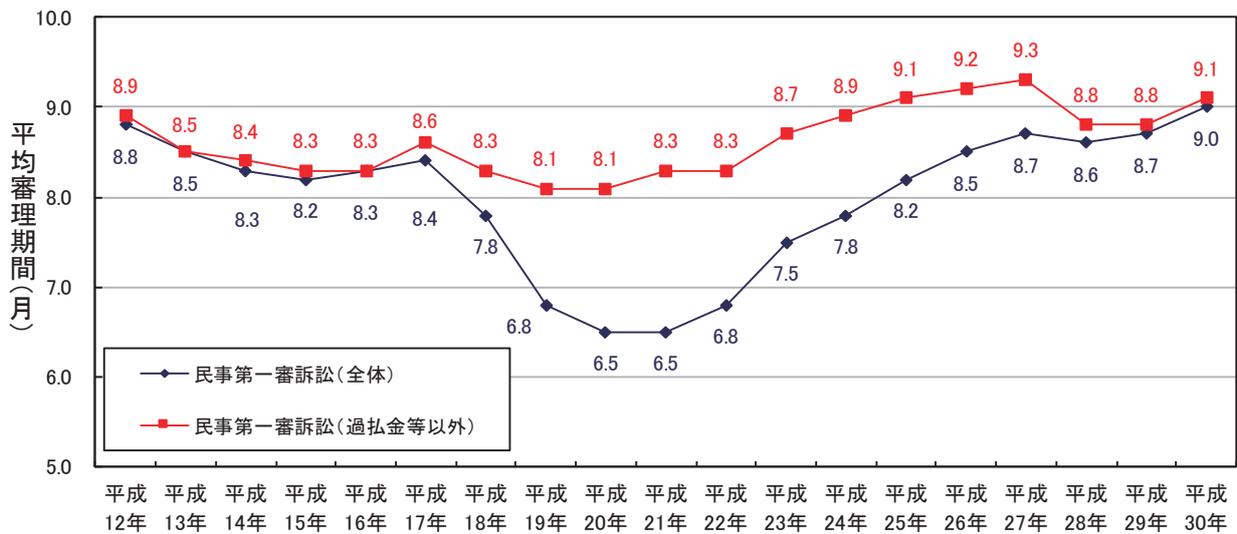
## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

過払金等事件を含めた民事第一審訴訟事件（全体）の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、過払金等事件の増加の影響を受けて平成18年（7.8月）以降平成20年（6.5月）まで顕著に短縮した後、平成22年（6.8月）以降長期化に転じ、平成27年（8.7月）以降はおおむね横ばいで推移していたが、平成30年（9.0月）は再び長期化した（【図1】【図5】）。過払金等事件を除いた民事第一審訴訟事件の平均審理期間は、平成18年（8.3月）以降もおおむね横ばいで推移したが、平成23年（8.7月）以降は平成27年（9.3月）まで長期化する傾向にあり、平成28年及び平成29年（いずれも8.8月）は若干短縮したが、平成30年（9.1月）は再び長期化した（【表4】【図5】）。

【表4】 既済件数及び平均審理期間  
（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
既済件数	138,682	98,901
平均審理期間(月)	9.0	9.1

【図5】 平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表6】<sup>3</sup>のとおりである。既済件数については、「金銭のその他」<sup>4</sup>（3万5637件）、「その他の損害賠償」（2万7157件）、「建物」（2万4456件）、「交通損害賠償」（1万5705件）の順に多く、「金銭のその他」が前回（4万4357件）より8,720件減少したが、全体としては前回までの調査結果と大きな変化はない。平均審理期間については、長い順に、「責任追及等」（27.9月）、「建築瑕疵損害賠償」（24.6月）、「医療損害賠償」（24.4月）となっているが、「金銭のその他」（8.0月）が長期化している傾向は前回（7.4月）から継続しており（第7回報告書19頁【表6】参照）、また、「その他の損害賠償」（11.2月）が前回（10.5月）よりも長期化した。

【表6】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総数	138,682	9.0
金		
売買代金	1,688	9.2
貸金	7,297	7.2
立替金	2,967	3.5
建築請負代金	1,398	16.5
建築瑕疵損害賠償	439	24.6
交通損害賠償	15,705	12.4
医療損害賠償	770	24.4
公害損害賠償	79	17.4
その他の損害賠償	27,157	11.2
銭		
手形金	11	6.6
手形異議	17	12.0
金銭債権存否	1,368	9.5
労働金銭	2,463	14.3
知的財産金銭	283	11.7
金銭のその他	35,637	8.0

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建物	24,456	3.9
土地	7,063	8.9
土地境界	346	17.7
労働	872	15.3
知的財産	252	14.2
請求異議	215	9.5
第三者異議	59	8.5
公害差止め	7	18.9
責任追及等	33	27.9
その他	8,099	11.4

<sup>3</sup> 脚注1のとおり、平成16年4月1日以降に地方裁判所の人事訴訟(人事を目的とする訴え)が新受事件や既済事件として計上されることがあるが、件数が少なく、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、事件類型別の表には載せていない。そのため、既済件数の総数と事件類型別の合計数が一致していない。

<sup>4</sup> 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金返還請求訴訟以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編17頁脚注3参照)。「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる(第5回報告書概況編18頁脚注5参照)。「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟等であり、具体的には、会社法847条3項若しくは5項、847条の2第6項若しくは第8項、847条の3第7項若しくは第9項(これらの規定を準用する場合を含む。)に基づく訴え、又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条による改正前の商法267条3項若しくは4項(これらの規定を準用する場合を含む。)に基づく訴えを指す。

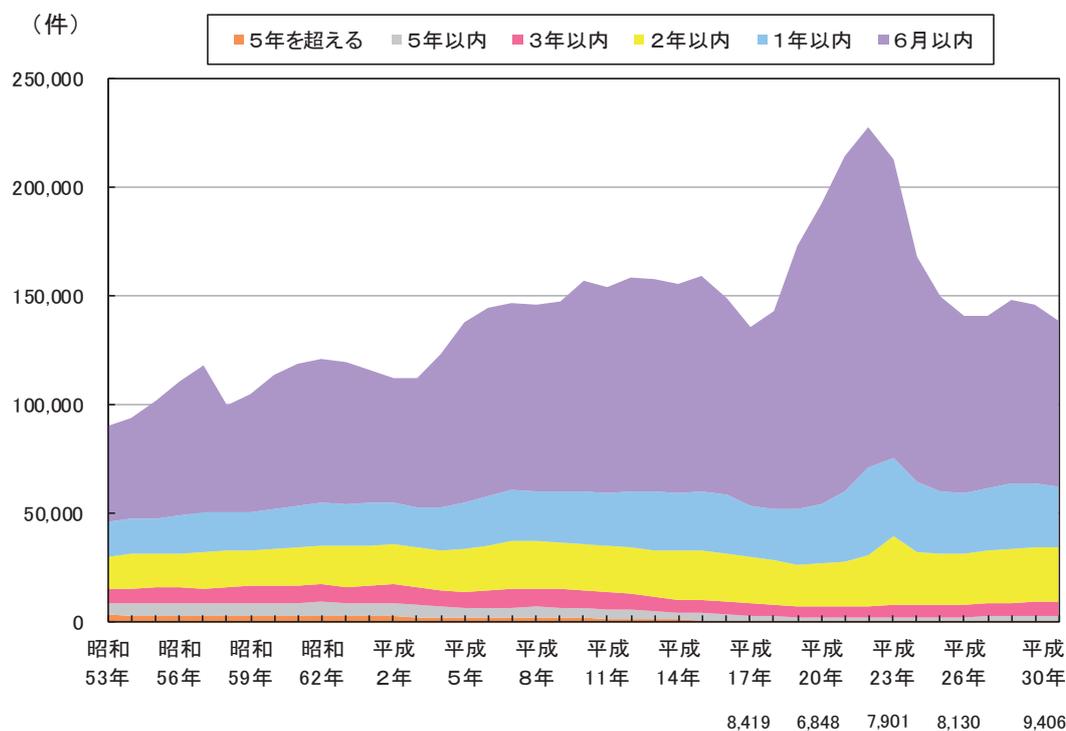
## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図8】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、民事第一審訴訟事件（全体）（6.8%）及び過払金等事件以外（7.1%）ともに前回（それぞれ5.8%、6.5%）よりも増加している（第7回報告書20頁【表7】参照）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
既済件数	138,682	98,901
6月以内	76,656 55.3%	54,060 54.7%
6月超1年以内	27,607 19.9%	19,427 19.6%
1年超2年以内	25,013 18.0%	18,387 18.6%
2年超3年以内	6,822 4.9%	5,058 5.1%
3年超5年以内	2,292 1.7%	1,745 1.8%
5年を超える	292 0.2%	224 0.2%

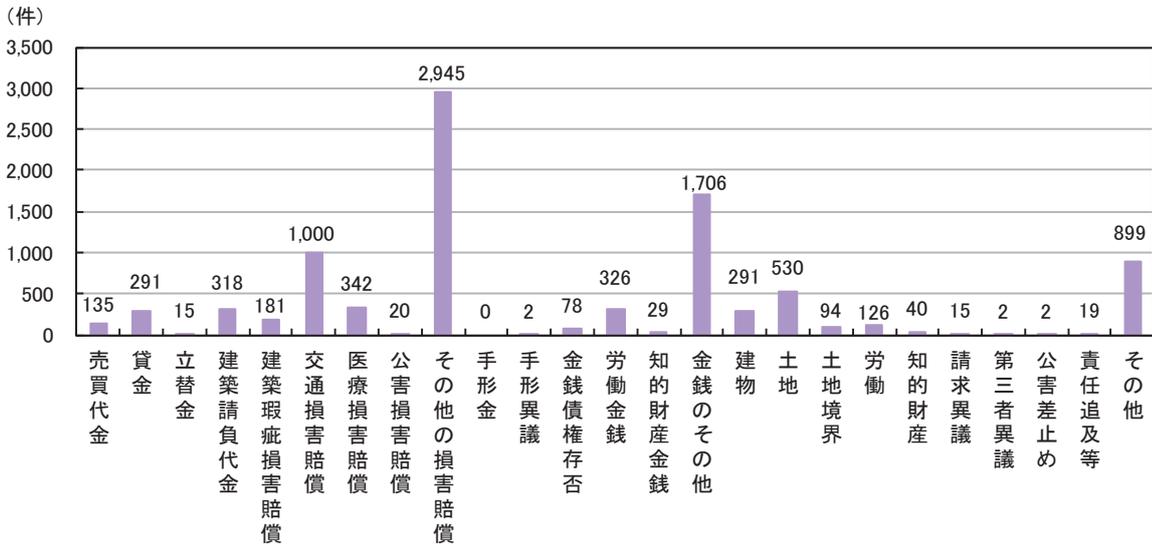
【図8】 既済事件の審理期間別事件数の推移（民事第一審訴訟（全体））



※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

事件類型別の審理期間2年超の既済件数を見ると、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」（31.3%）、「金銭のその他」（18.1%）である点、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」（41.2%）及び「医療損害賠償」（44.4%）である点は、前回と同様である（【図9】<sup>5）</sup>）（第7回報告書21頁【図9】参照）。

【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数



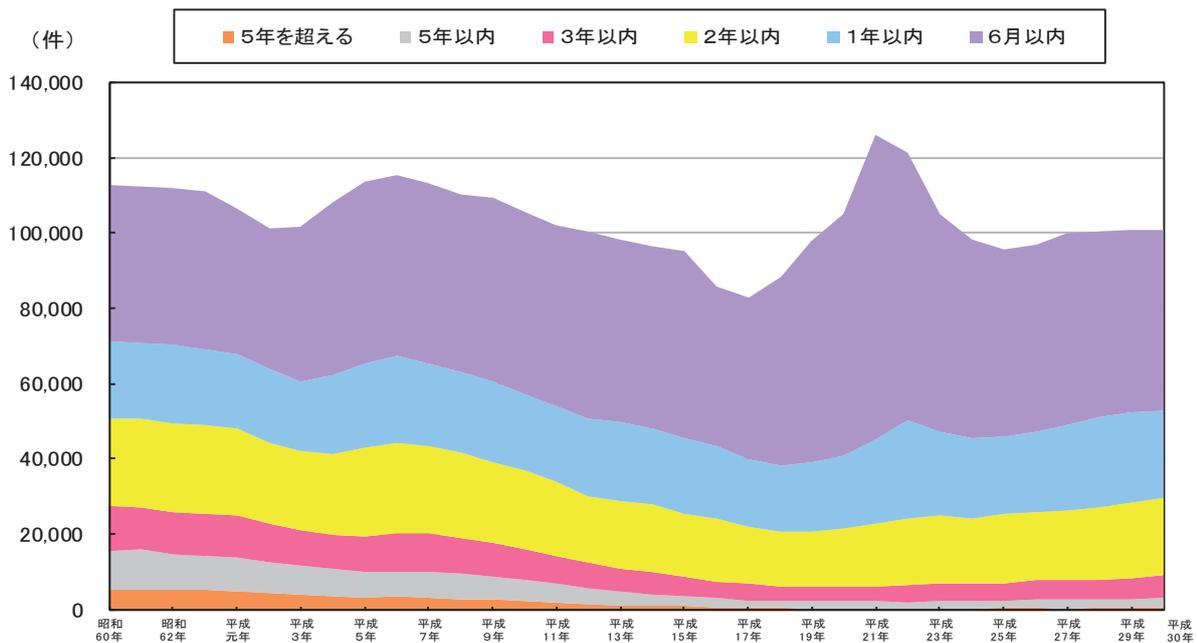
事件の種類	既済件数	全既済件数に対する割合	審理期間が2年を超えた既済件数	2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合	
総数	138,682	100.0%	9,406	100.0%	6.8%	
金 銭	売買代金	1,688	1.2%	135	1.4%	8.0%
	貸金	7,297	5.3%	291	3.1%	4.0%
	立替金	2,967	2.1%	15	0.2%	0.5%
	建築請負代金	1,398	1.01%	318	3.4%	22.7%
	建築瑕疵損害賠償	439	0.3%	181	1.9%	41.2%
	交通損害賠償	15,705	11.3%	1,000	10.6%	6.4%
	医療損害賠償	770	0.6%	342	3.6%	44.4%
	公害損害賠償	79	0.06%	20	0.2%	25.3%
	その他の損害賠償	27,157	19.6%	2,945	31.3%	10.8%
	手形金	11	0.01%	-	-	-
	手形異議	17	0.01%	2	0.02%	11.8%
	金銭債権存否	1,368	1.0%	78	0.8%	5.7%
	労働金銭	2,463	1.8%	326	3.5%	13.2%
	知的財産金銭	283	0.2%	29	0.3%	10.2%
	金銭のその他	35,637	25.7%	1,706	18.1%	4.8%
	建物	24,456	17.6%	291	3.1%	1.2%
土地	7,063	5.1%	530	5.6%	7.5%	
土地境界	346	0.2%	94	1.0%	27.2%	
労働	872	0.6%	126	1.3%	14.4%	
知的財産	252	0.2%	40	0.4%	15.9%	
請求異議	215	0.2%	15	0.2%	7.0%	
第三者異議	59	0.04%	2	0.02%	3.4%	
公害差止め	7	0.01%	2	0.02%	28.6%	
責任追及等	33	0.02%	19	0.2%	57.6%	
その他	8,099	5.8%	899	9.6%	11.1%	

<sup>5）</sup> 脚注3に記載のとおり、既済件数の総数と事件類型別の合計数が一致していない。

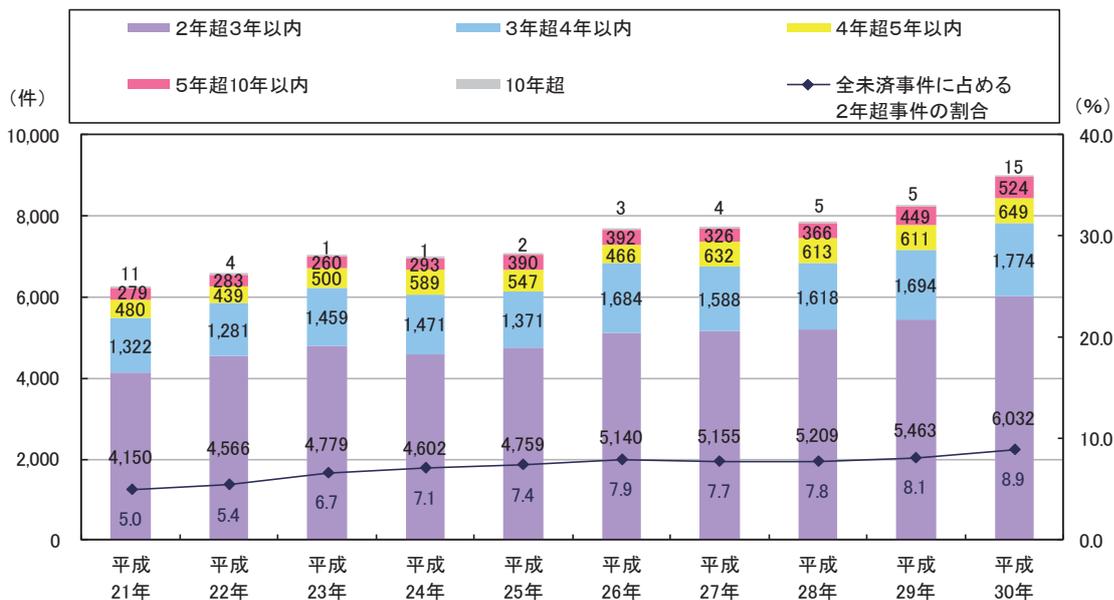
## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

各年12月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図10】のとおりであり、係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移は【図11】のとおりである。係属期間2年超の事件の数は、平成19年まで減少する傾向にあったが、平成20年以降はおおむね増加する傾向となっており<sup>6</sup>、平成30年（8,994件）は平成28年（7,811件）より1,183件増加している。また、全未済事件に占める係属期間2年超の未済事件の割合は、平成22年（5.4%）以降おおむね増加する傾向にあり、平成30年は8.9%であった。

【図10】 未済事件の係属期間別事件数の推移（民事第一審訴訟（全体））



【図11】 係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移（民事第一審訴訟（全体））



<sup>6</sup> 上記の傾向に関しては、過払金返還請求訴訟の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる（破産法44条1項、民事再生法40条1項、会社更生法52条1項等参照）。

○ 終局区分と審理期間の関係

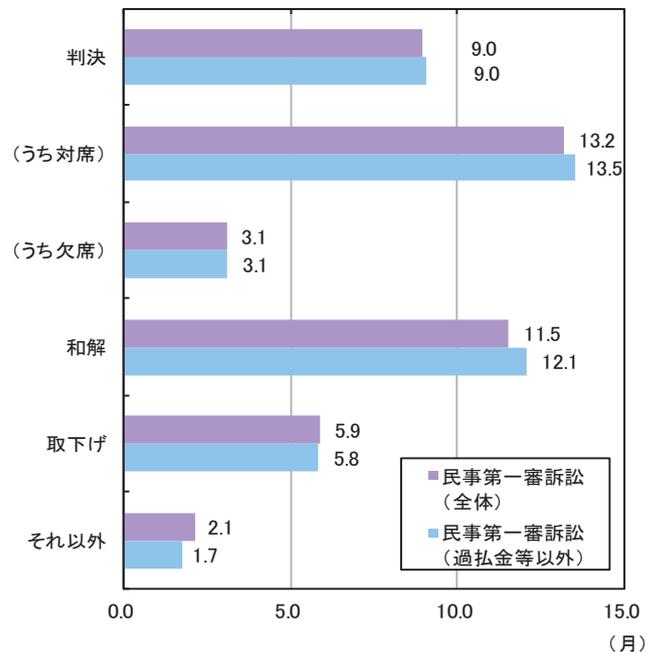
民事第一審訴訟事件（全体）の終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合（41.4%）は前回と同一であったが、和解で終局した事件の割合（37.1%）が前回（35.8%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（14.3%）が前回（16.0%）より減少した。過払金等事件の影響を除いた場合、判決で終局した事件の割合（43.7%）が前回（45.7%）より減少し、和解で終局した事件の割合（35.7%）が前回（34.7%）より増加したほか、判決で終局した事件のうち6割弱が対席判決となっている点は前回と同様である。（【表12】）（第7回報告書22頁【表11】参照）

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
既済件数	138,682	98,901
判決	57,376 41.4%	43,189 43.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	33,489 58.4%	24,660 57.1%
和解	51,445 37.1%	35,275 35.7%
取下げ	19,800 14.3%	11,478 11.6%
それ以外	10,061 7.3%	8,959 9.1%

終局区分別の平均審理期間は【図13】のとおりであり、全体的に見て前回より若干長期化している（第7回報告書23頁【図12】参照）。

【図13】 終局区分別の平均審理期間（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔<sup>7</sup>は【表 14】のとおりである。平均期日間隔（民事第一審訴訟事件（全体）と過払金等事件以外のいずれも1.8月）は、前回から変化はない。平均口頭弁論期日回数（全体で1.9回、過払金等事件以外で1.8回）は、前回（全体で2.0回、過払金等事件以外で1.9回）より若干減少したものの、平均争点整理期日回数（全体で3.1回、過払金等事件以外で3.2回）は、前回（全体で2.7回、過払金等事件以外で3.0回）より若干増加しており、全体として争点整理期間が長期化する傾向にあることは、前回と同様である。（第7回報告書23頁【表13】参照）

【表14】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
平均期日回数	5.0	5.0
うち平均口頭弁論 期日回数	1.9	1.8
うち平均争点整理 期日回数	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	1.8	1.8

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率<sup>8</sup>（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続のいずれかが実施された事件の割合）は、【表 15】のとおりである。争点整理手続の実施率（全体で43.6%、過払金等事件以外で45.1%）は、前回（全体で40.3%、過払金等事件以外で43.4%）及び前々回（全体で38.5%、過払金等事件以外で43.7%）より増加している（第6回報告書30頁【表15】、第7回報告書24頁【表14】参照）。

【表15】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

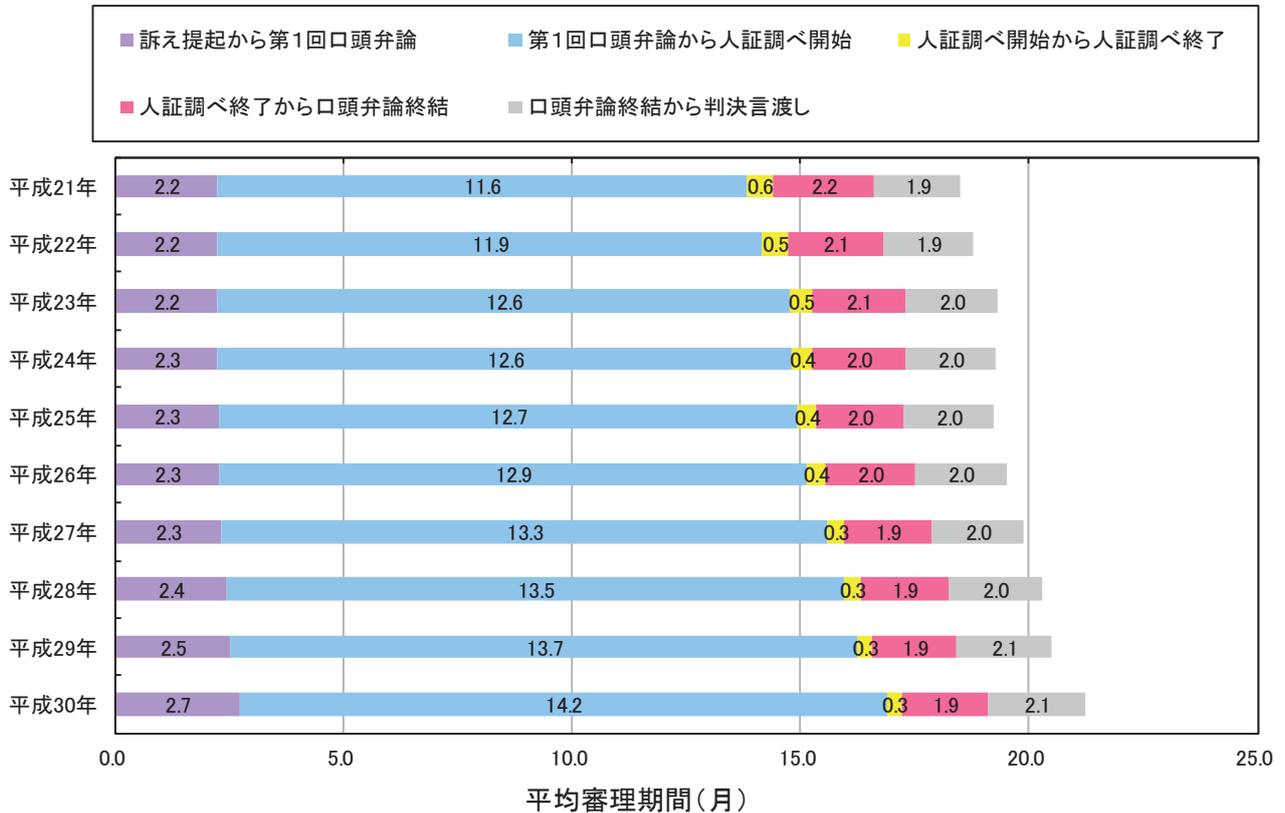
事件の種類		民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
争 手 続 整 理	実施件数	60,478	44,612
	実施率	43.6%	45.1%

<sup>7</sup> 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する（第1回報告書20頁参照）。

<sup>8</sup> ただし、それほど複雑ではなく1回1回の期日に時間をかける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理実施率はあくまでも目安にすぎない。

人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移（過払金等事件以外）は【図 16】のとおりである。平成 21 年以降，第 1 回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間（この期間は，基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）が長期化していることに加え，近年は訴え提起から第 1 回口頭弁論までの平均期間も長期化しており，そのために審理期間全体が長期化している。

【図 16】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移（民事第一審訴訟（過払金等以外））



人証調べ実施率及び平均人証数<sup>9</sup>は【表 17】のとおりである。

第5回報告書概況編 37 頁でも指摘されているとおり、民事第一審訴訟事件（全体）における平均人証数（今回0.4人）はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ10年間おおむね横ばい状態であり、平成30年においては、民事第一審訴訟事件（全体）と過払金等事件以外のいずれも2.7人となっていて、前回と同様である（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】，第6回報告書 30 頁【表 16】，第7回報告書 24 頁【表 15】参照）。

民事第一審訴訟事件（全体）の人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない過払金等事件の動向に影響されやすく、現に平成18年以降急激に減少し、平成22年に10.3%となった後、平成23年に増加に転じ（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】参照），平成26年には15.9%まで増加した。その後、前回は14.6%，平成30年は14.4%と減少している。過払金等事件以外での人証調べ実施率は、平成20年以降、18%から20%の範囲内でおおむね横ばいで推移していたが、前回は16.6%となり、平成30年は15.5%と減少している。（【表 17】）（第5回報告書概況編 38 頁【図 21】，第6回報告書 30 頁【表 16】，第7回報告書 24 頁【表 15】参照）

人証調べを実施した事件における平均審理期間（21.5月）は、前回（20.6月）よりも若干長くなっている。その要因については、平均人証調べ期間<sup>10</sup>（0.3月）が前回と同様であるのに対し、平均争点整理期日回数（8.0回）が前回（7.3回）より若干増えていることや、前述のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件における争点整理期間が長期化していることからすると、争点整理期間が長くなったことによるものといえる。（【図 16】 【表 18】 【表 19】）（第7回報告書 25 頁【表 16】 【表 17】参照）

【表 17】 人証調べ実施率及び平均人証数  
（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類		民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
人証調べ実施率		14.4%	15.5%
平均人証数		0.4	0.4
うち平均証人数		0.1	0.1
うち平均本人数		0.3	0.3
人証調べ実施事件	平均人証数	2.7	2.7
	うち平均証人数	0.9	0.8
	うち平均本人数	1.8	1.9

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	21.5
平均人証調べ期間(月)	0.3

【表 19】 人証調べを実施した事件における平均期日回数(民事第一審訴訟(全体))

平均期日回数	12.0
平均口頭弁論期日回数 (人証調べ期日を含む)	4.0
うち平均人証調べ期日回数	1.1
平均争点整理期日回数	8.0

<sup>9</sup> 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

<sup>10</sup> 人証調べ期間とは、最初の人証調べを実施した日から最後の人証調べを実施した日までを指し、その間に争点整理手続や和解が行われている場合、その期間を含むものである。

さらに、人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると、前回と同様に、9割近くの事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方、3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は1.7%であるから、ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表20】）（第7回報告書25頁【表18】参照）。

【表20】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体））

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	17,682	88.5%
2回	1,963	9.8%
3回	241	1.2%
4回	49	0.2%
5回	19	0.1%
6回	4	0.02%
7回	2	0.01%
8回	10	0.05%
9回	0	-
10回	3	0.02%
11～15回	4	0.02%
16回以上	2	0.01%
合計	19,979	100.0%

鑑定及び検証の実施件数及び実施率については【表21】のとおりであり、いずれの実施率も前回と同様である（第7回報告書26頁【表19】参照）。

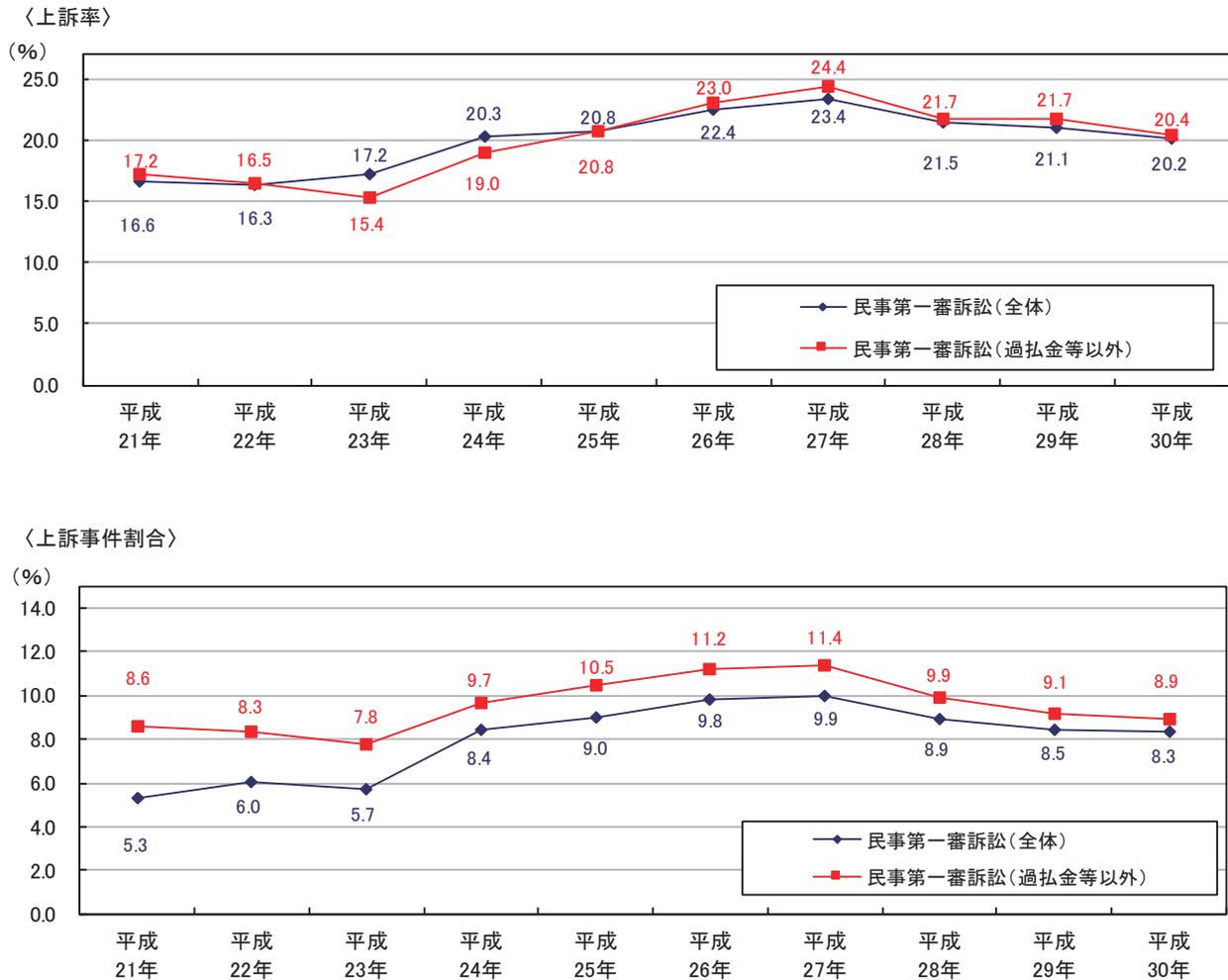
【表21】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類		民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
鑑定	実施件数	717	593
	実施率	0.5%	0.6%
検証	実施件数	159	126
	実施率	0.1%	0.1%

## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

上訴率及び上訴事件割合<sup>11</sup>の推移については【図22】のとおりであり、平成27年をピークにいずれも減少する傾向にある。

【図22】 上訴率及び上訴事件割合の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



<sup>11</sup> 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件として対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表 23】のとおりであり、過払金等事件を除いた場合、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、長期的にみると増加しており、平成 22 年 (40.1%) から平成 26 年 (48.7%) まで増加し、その後は若干減少したが、平成 30 年 (46.9%) は前回 (46.5%) よりも若干増加した (第 5 回報告書概況編 33 頁【図 16】，第 6 回報告書 32 頁【表 22】，第 7 回報告書 27 頁【表 21】参照)。

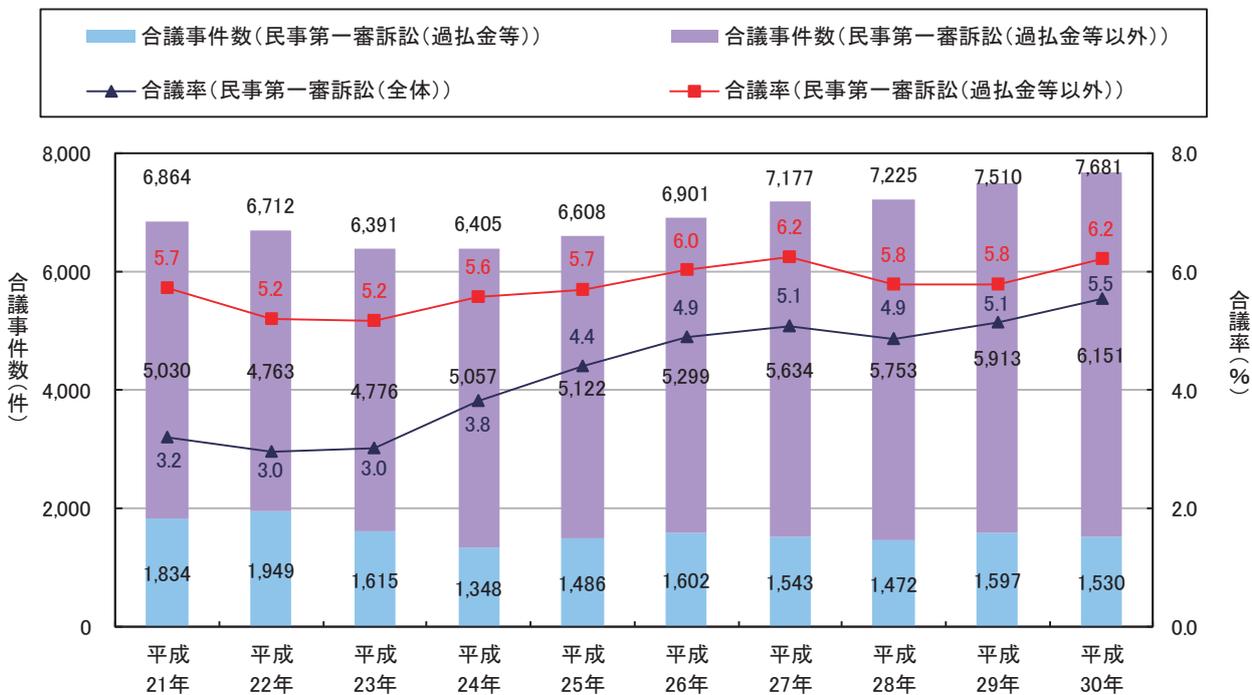
【表 23】 訴訟代理人の選任状況  
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	63,049 45.5%	46,417 46.9%
原告側のみ訴訟代理人	53,489 38.6%	34,079 34.5%
被告側のみ訴訟代理人	3,806 2.7%	2,733 2.8%
本人による	18,338 13.2%	15,672 15.8%

○ 合議の状況

既済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図 24】のとおりである。民事第一審訴訟事件(全体)の合議率は、平成 23 年に 3.0%であったところ、平成 24 年以降はおおむね増加傾向にあり、平成 30 年は 5.5%となっている。また、過払金等事件以外の合議率も、近年は 6.0%前後で推移しており、平成 23 年 (5.2%) と比べると増加している。

【図 24】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移  
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

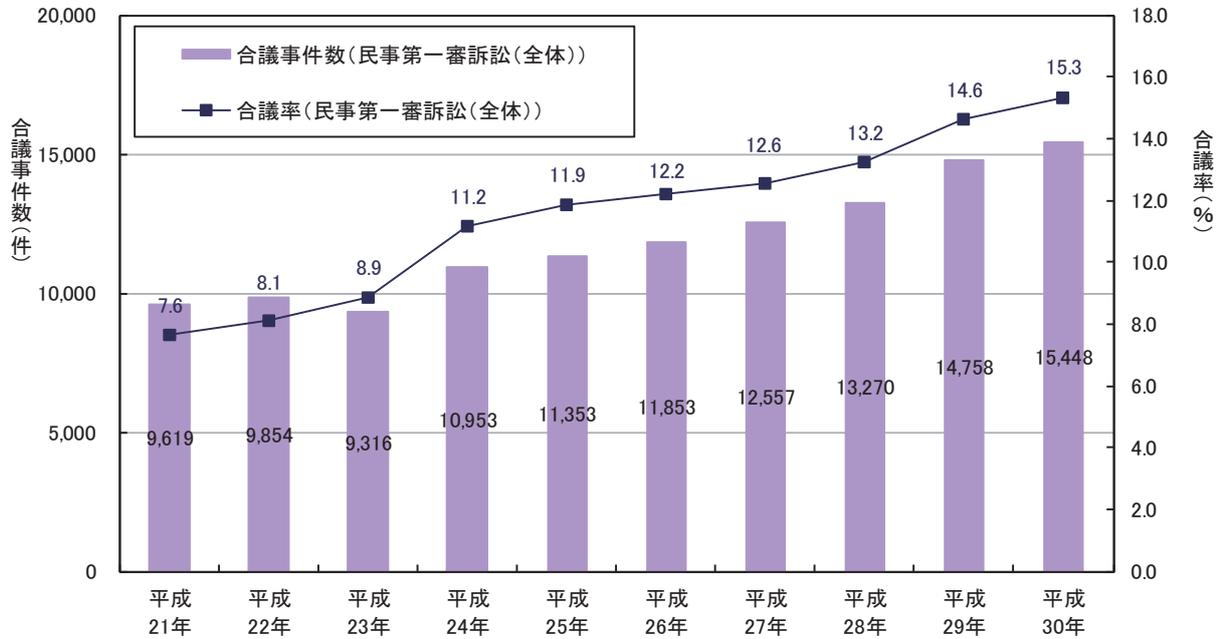


※ 棒グラフ上の数値は合計件数である。

## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

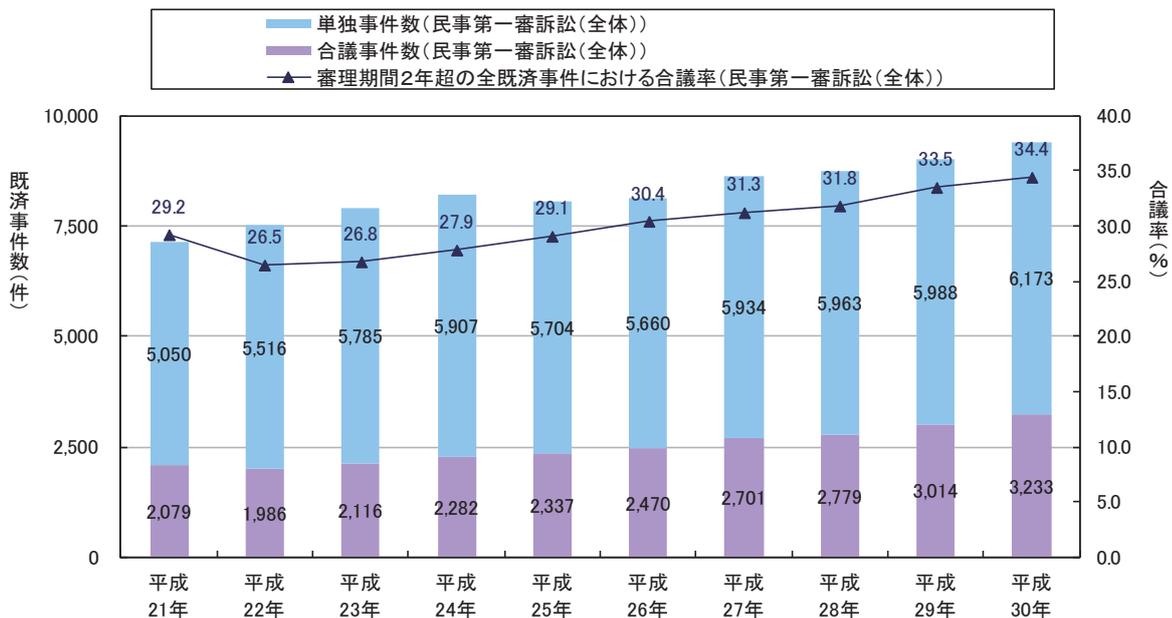
民事第一審訴訟事件（全体）の未済事件における合議事件数及び合議率の推移は【図25】のとおりである。合議率については、平成21年に7.6%であったところ、平成22年以降は増加傾向となり、平成30年には15.3%となった。合議事件数についても、平成24年以降増加傾向となっている。

【図25】 未済事件における合議事件数及び合議率の推移（民事第一審訴訟（全体））



民事第一審訴訟事件（全体）の合議・単独別での審理期間2年超の既済事件数及び合議率の推移は【図26】のとおりである。合議事件数及び合議率は、平成23年以降、いずれも増加傾向にあり、合議率については、平成22年は26.5%であったところ、平成30年には34.4%まで増加している。

【図26】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移（民事第一審訴訟（全体））



## 1. 2 個別の事件類型の概況

### 1. 2. 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、ピーク時である平成16年(1,089件)から平成21年(707件)までおおむね減少傾向をたどった後、平成21年以降は年間700件台で、平成26年以降は年間800件台前半でそれぞれ推移していたが、平成30年は753件に減少した。

平均審理期間(24.4月)は、前回(24.3月)からほぼ変化が見られず、長期的にみてもほぼ横ばいに推移している。

人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの争点整理期間(21.2月)が前回(21.9月)より若干短くなったが、全体の平均審理期間は前回からほぼ変化が見られず、長期的に見てもほぼ横ばいである。また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向にある。

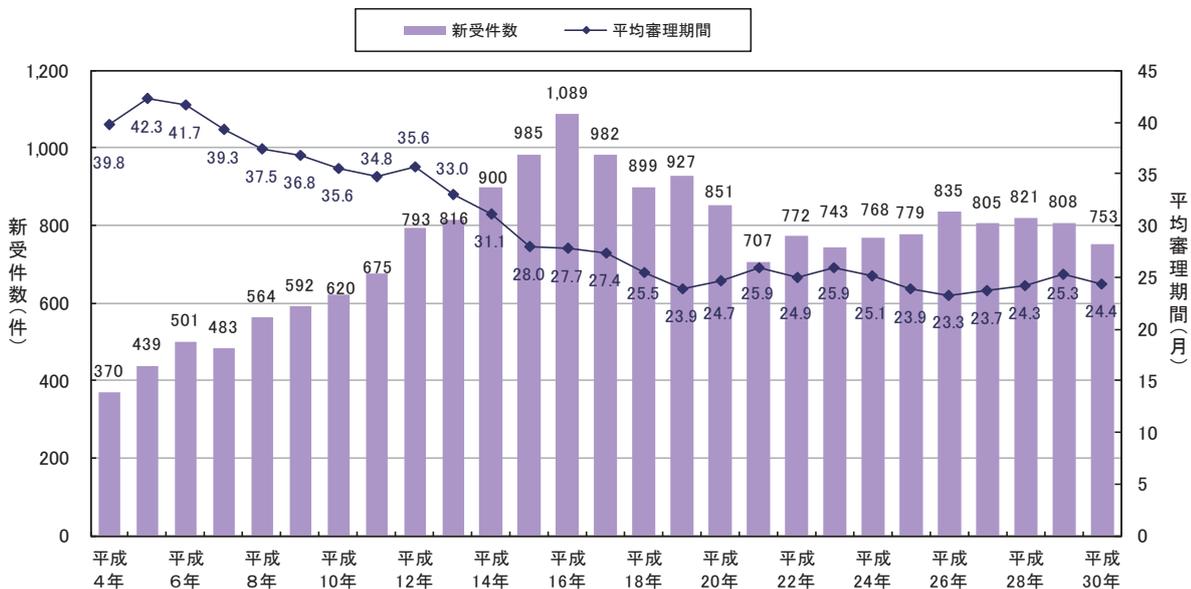
その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合)についても、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合や、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

#### ○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年(370件)から平成16年(1,089件)までおおむね増加傾向であったが、それ以降減少傾向に転じ、平成21年以降は年間700件台、平成26年以降は年間800件台前半でそれぞれ推移していたが、平成30年は753件に減少した。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)

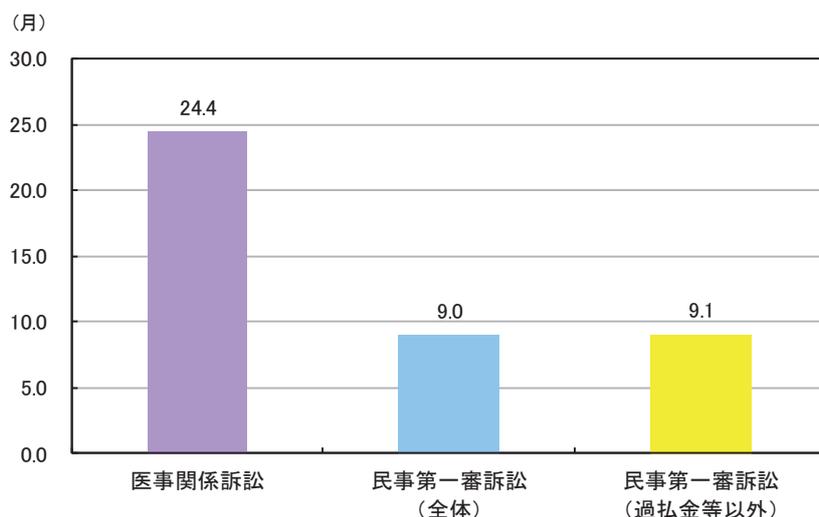


※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

平均審理期間については、平成27年（23.7月）以降若干の長期化傾向にあったが、平成30年（24.4月）は、前年（25.3月）より若干短縮し、前回（24.3月）からほぼ変化が見られず、長期的に見ると、平成18年以降は23月から26月の範囲内で推移しており、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準である。（【図1】【図2】）

【図2】 平均審理期間  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



### ○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合（44.4%）は、前回（41.8%）より増加しており、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準である（第7回報告書29頁【表3】参照）。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数	770	138,682	98,901
平均審理期間(月)	24.4	9.0	9.1
6月以内	113 14.7%	76,656 55.3%	54,060 54.7%
6月超1年以内	89 11.6%	27,607 19.9%	19,427 19.6%
1年超2年以内	226 29.4%	25,013 18.0%	18,387 18.6%
2年超3年以内	189 24.5%	6,822 4.9%	5,058 5.1%
3年超5年以内	134 17.4%	2,292 1.7%	1,745 1.8%
5年を超える	19 2.5%	292 0.2%	224 0.2%

## ○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（53.3%）より1.0%増加して54.3%となっており、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準である。また、判決で終局した事件は全て対席判決によるものであり、欠席判決で終局した事件が極めて少ない傾向も、前回と同様である（第7回報告書30頁【表4】参照）。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
判決	249 32.3%	57,376 41.4%	43,189 43.7%
うち対席 （%は判決に対する割合）	249 100.0%	33,489 58.4%	24,660 57.1%
和解	418 54.3%	51,445 37.1%	35,275 35.7%
取下げ	36 4.7%	19,800 14.3%	11,478 11.6%
それ以外	67 8.7%	10,061 7.3%	8,959 9.1%

## ○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、8割近くの事件で双方に訴訟代理人が選任されており、前回（82.9%）及び前々回（81.4%）と同様に高い水準にある（第6回報告書35頁【表5】、第7回報告書30頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
双方に 訴訟代理人	611 79.4%	63,049 45.5%	46,417 46.9%
原告側のみ 訴訟代理人	70 9.1%	53,489 38.6%	34,079 34.5%
被告側のみ 訴訟代理人	58 7.5%	3,806 2.7%	2,733 2.8%
本人による	31 4.0%	18,338 13.2%	15,672 15.8%

## ○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、平均期日回数（11.9回）及び平均争点整理期日回数（9.4回）はいずれも前回と同じであり、平均期日間隔（2.1月）も前回（2.0月）とほぼ同様である（第7回報告書30頁【表6】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
平均期日回数	11.9	5.0	5.0
うち平均口頭弁論 期日回数	2.5	1.9	1.8
うち平均争点整理 期日回数	9.4	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	2.1	1.8	1.8

## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、前回と同様、医事関係訴訟の争点整理実施率（82.2%）は8割を超え、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い水準である（第7回報告書31頁【表7】参照）。

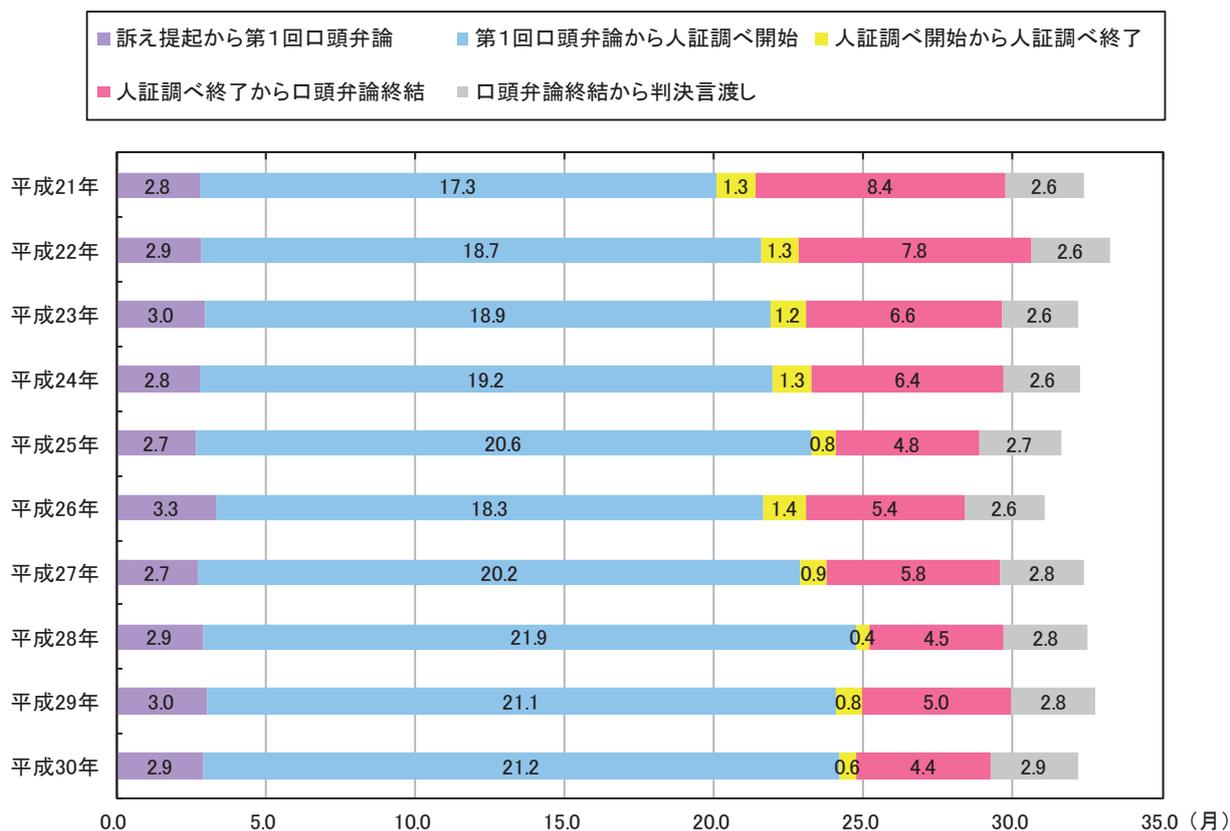
なお、人証調べを実施して判決で終局した事件<sup>1</sup>（平成30年において、医事関係訴訟

全体の26.6%を占める。）について、訴え提起から口頭弁論終結までの各段階ごとの平均期間を見ると、【図8】のとおり、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）（21.2月）は、前回（21.9月）より短縮しているが、人証調べ終了から口頭弁論終結までの平均期間（4.4月）は、前回（4.5月）とほぼ同様である。長期的に見ると、争点整理期間はおおむね長期化傾向にあるが、人証調べ開始以降の平均期間は、おおむね短縮傾向にある。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
争点整理手続	実施件数	633	60,478	44,612
	実施率	82.2%	43.6%	45.1%

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



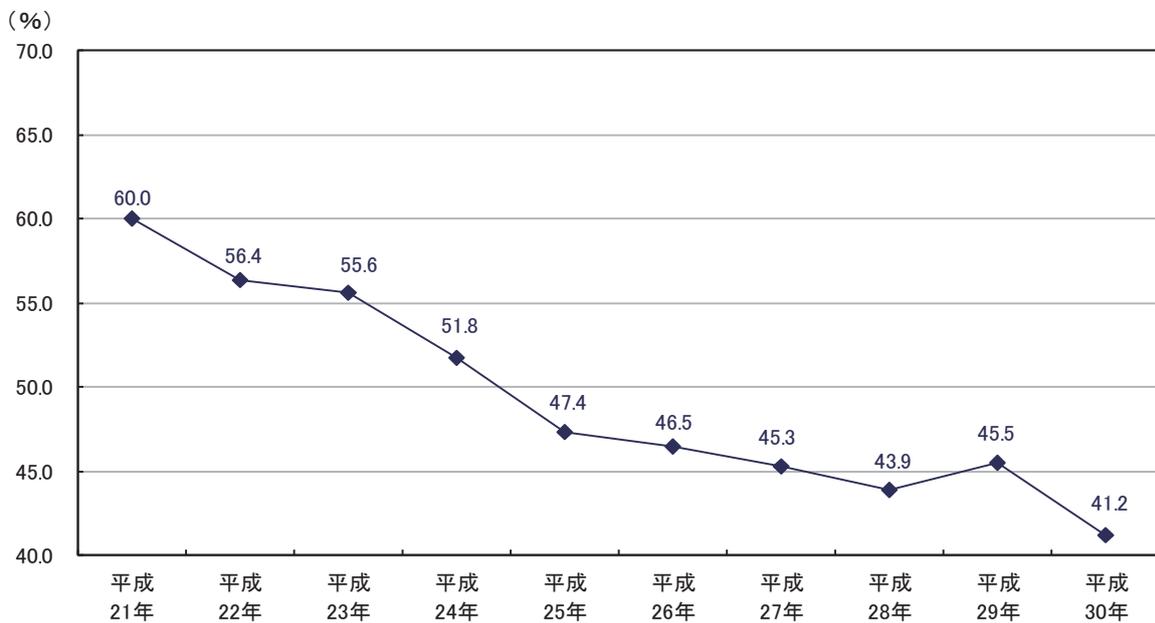
<sup>1</sup> 人証調べを実施して判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである（この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。）。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べれば依然顕著に高い水準である。人証調べ実施率（41.2%）は、前回（43.9%）から減少しており、平成21年以降で見ても減少傾向にある（【図10】）（第7回報告書32頁【表9】参照）。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
人証調べ実施率	41.2%	14.4%	15.5%
平均人証数	1.2	0.4	0.4
平均人証数 （人証調べ実施事件）	2.8	2.7	2.7

【図10】 人証調べ実施率の推移（医事関係訴訟）



人証調べを実施した医事関係訴訟における平均審理期間（34.0月）は、前回（33.4月）より若干長期化しており、民事第一審訴訟事件のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（21.5月（前掲Ⅱ.1.1【表18】））と比べて長い傾向が続いている。なお、平均人証調べ期間（1.0月）は、前回（0.6月）と比べて0.4月長くなっている。（【表11】）（第7回報告書32頁【表11】参照）

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間  
（医事関係訴訟）

平均審理期間(月)	34.0
平均人証調べ期間(月)	1.0

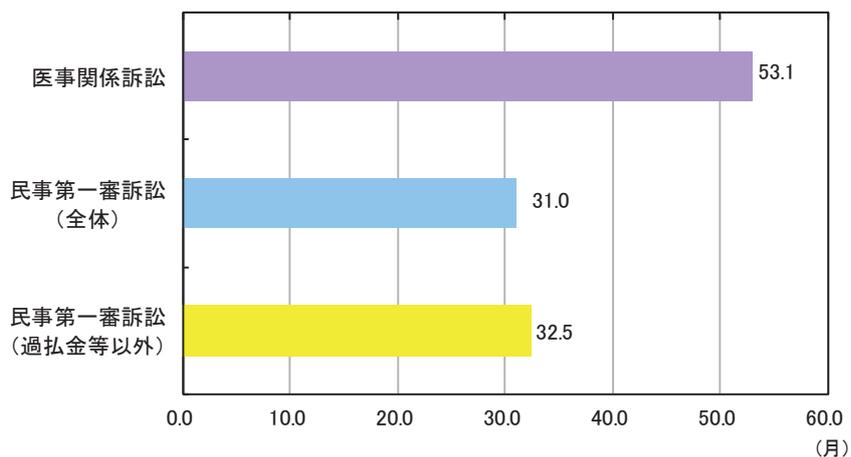
鑑定の実施件数及び鑑定実施率については【表 12】のとおりであり、鑑定実施率（7.4%）は、民事第一審訴訟事件と比べて一貫して顕著に高い水準であるものの、前回（7.7%）より若干減少しており、長期的に見ても、平成 20 年からおおむね緩やかな減少傾向にある（第 5 回報告書概況編 72 頁【図 13】、第 6 回報告書 38 頁【表 12】、第 7 回報告書 33 頁【表 12】参照）。

【表 12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
鑑定	実施件数	57	717	593
	実施率	7.4%	0.5%	0.6%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 13】のとおりであり、平均審理期間（53.1 月）は、前回（49.6 月）よりも 3.5 月長期化している。平均審理期間が民事第一審訴訟事件のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。（第 7 回報告書 33 頁【図 13】参照）

【図 13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間  
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



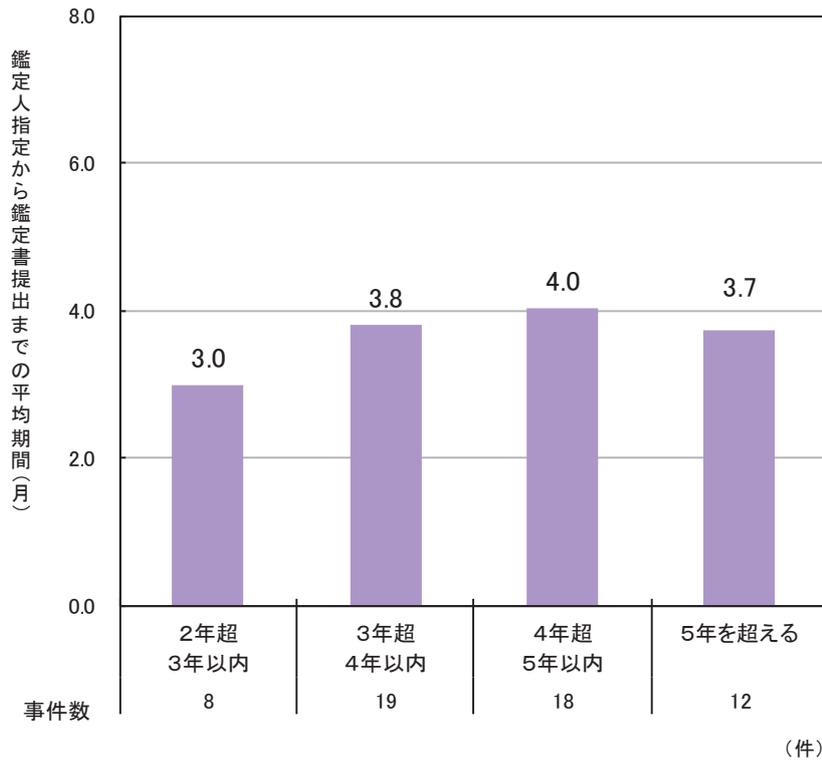
平均鑑定期間（鑑定採用から鑑定書提出までの平均期間）は【表 14】のとおりであり、前回（4.7 月）から 0.7 月短縮して 4.0 月となった（第 7 回報告書 33 頁【表 14】参照）。

【表 14】 平均鑑定期間（医事関係訴訟）

平均鑑定期間(月)	4.0
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.3
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	3.7
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	3.7

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、従前ほど明確ではないものの、同様に認められる（第2回報告書 48 頁【図 59】，第3回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】，第4回報告書概況編 68 頁【図 18】，第5回報告書概況編 73 頁【図 16】，第6回報告書 39 頁【図 15】，第7回報告書 34 頁【図 15】参照）。

【図 15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間  
（医事関係訴訟）



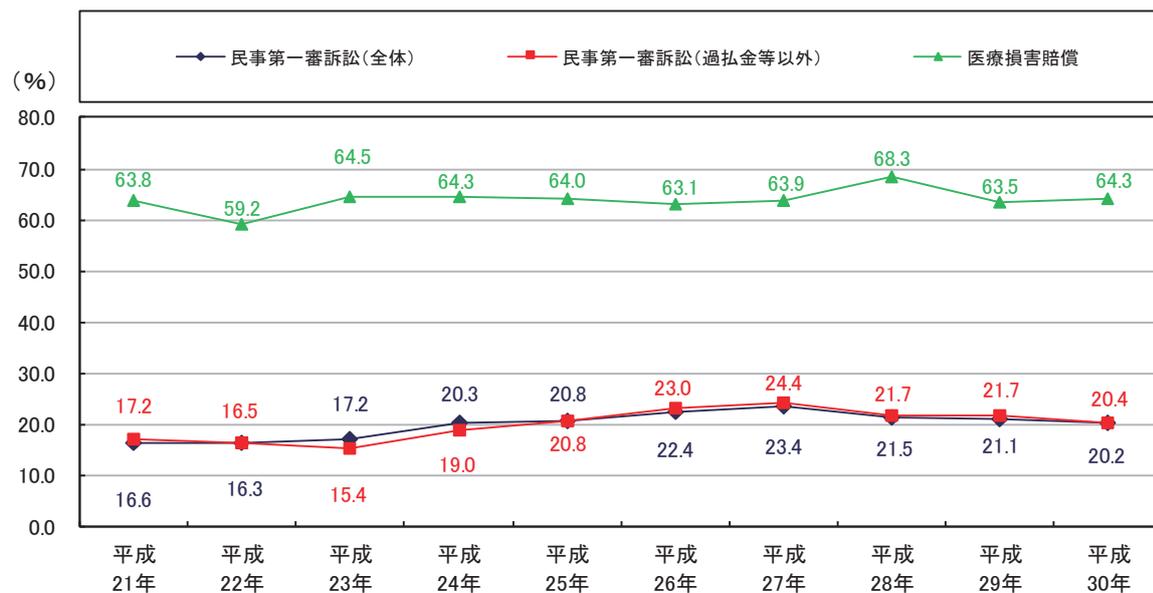
※ 審理期間2年以内の事件は該当なし。

○ 上訴に関する状況

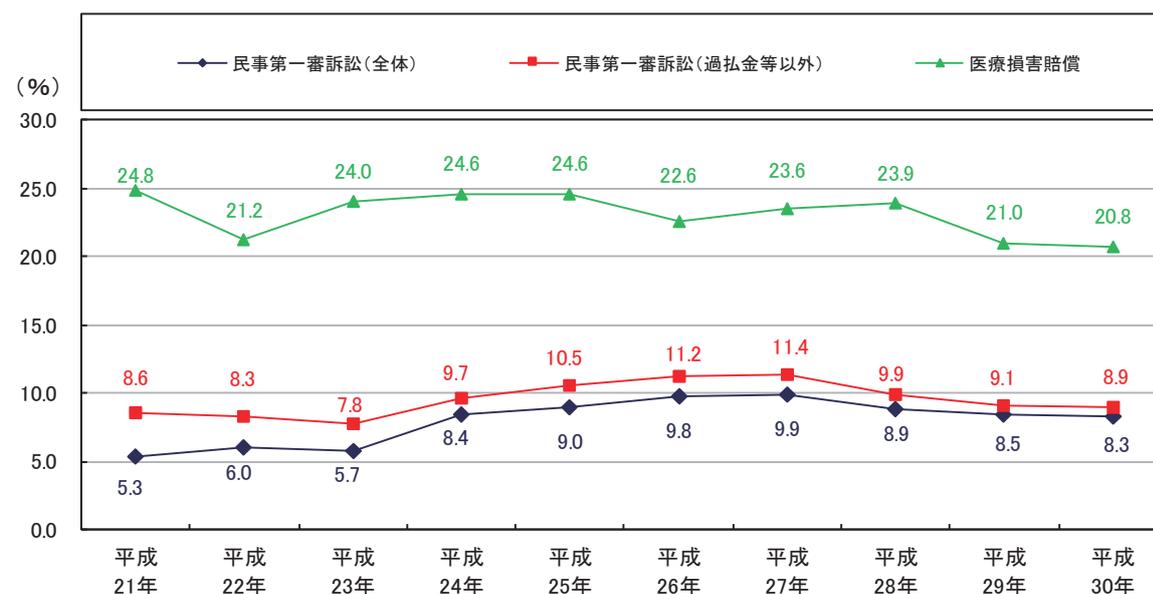
上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件より顕著に高い水準である。

【図 16】 上訴率及び上訴事件割合の推移(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



## 1. 2. 2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数（1,924件）は、前回（1,967件）より若干減少しており、平成21年（2,489件）をピークにしておおむね減少傾向にある。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の建築関係訴訟全体に占める割合（48.8%）が前回（51.9%）より3.1%減少したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間（18.4月）は、前回（18.8月）より0.4月短縮した。他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合（40.2%）が前回に続いて増加傾向にあり、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合が高い水準にある。

瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間は、民事第一審訴訟事件よりも長期化する傾向にあったが、平成30年（0.3月）は、前回及び前々回（いずれも0.9月）より短縮し、民事第一審訴訟事件と同じ水準になった。

鑑定実施率（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は、平成18年以降で見ると低い水準が続いている。

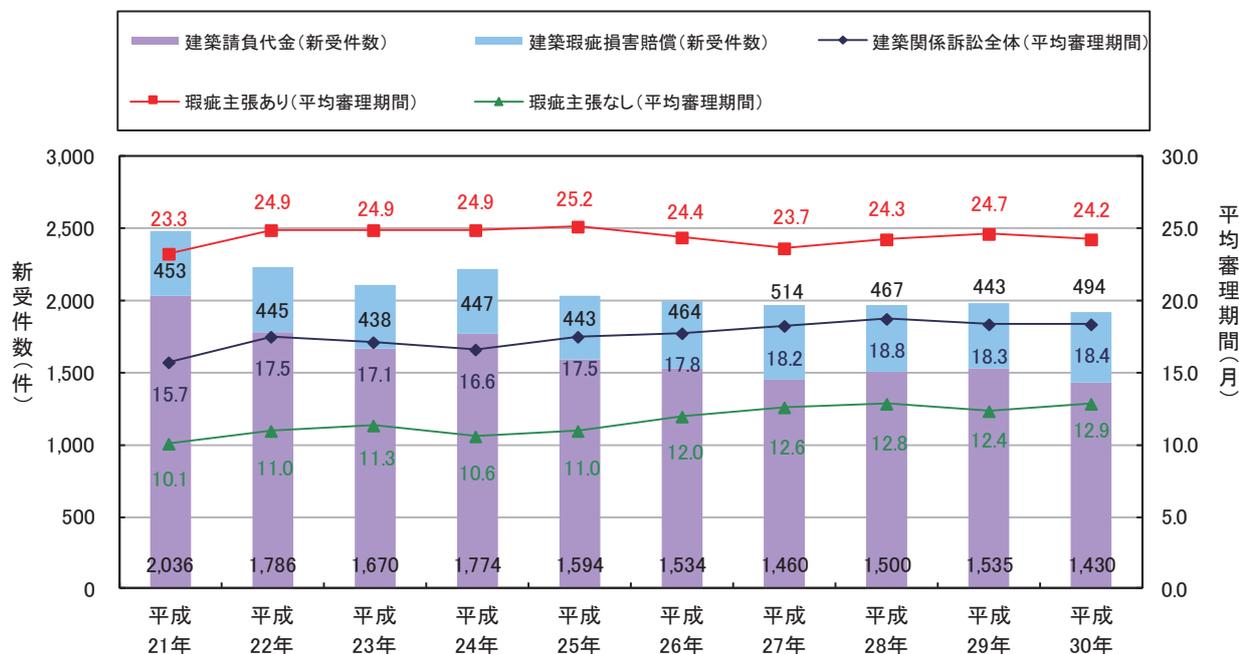
瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停に付された事件の割合（45.0%）は、前回（39.2%）よりも更に増加し、その平均審理期間（27.9月）は、前回（30.0月）より短縮した。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

### ○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)

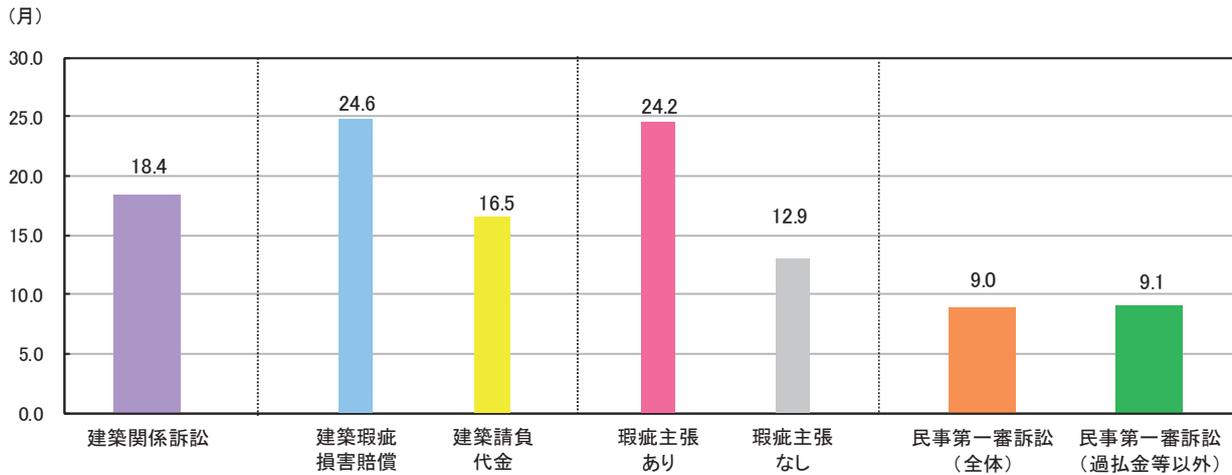


新受件数は、平成21年(2,489件)にピークを迎えた後、若干の増減を繰り返してはいるが、おおむね減少傾向にあり、平成30年(1,924件)は前回(1,967件)より43件減少した。

建築関係訴訟全体の平均審理期間については、平成21年(15.7月)以降おおむね長期化傾向にあったが、平成30年(18.4月)は前回(18.8月)より0.4月短縮した(【図1】【図2】)(第7回報告書38頁【図2】参照)。これは、審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合(48.8%)が、前回(51.9%)より減少したこと(【表3】)(第7回報告書38頁【表3】参照)などの影響があったものと考えられる。

<sup>1</sup> 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第5回報告書概況編78頁脚注1参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償であっても、建築請負代金のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通だといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較等を交えながら記述していくこととしたい(この点は、第7回報告書と同様である。同・37頁脚注1参照)。

【図2】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



## ○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(40.2%)は、前回(39.4%)及び前々回(37.7%)より増加しており、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準にある。瑕疵主張のない建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(14.7%)は、前回(15.0%)より若干減少した。(第6回報告書42頁【表3】、第7回報告書38頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合)	439 23.9%	1,398 76.1%	897 48.8%	940 51.2%	138,682 -	98,901 -
平均審理期間(月)	24.6	16.5	24.2	12.9	9.0	9.1
6月以内	44 10.0%	397 28.4%	72 8.0%	369 39.3%	76,656 55.3%	54,060 54.7%
6月超1年以内	64 14.6%	243 17.4%	137 15.3%	170 18.1%	27,607 19.9%	19,427 19.6%
1年超2年以内	150 34.2%	440 31.5%	327 36.5%	263 28.0%	25,013 18.0%	18,387 18.6%
2年超3年以内	101 23.0%	219 15.7%	213 23.7%	107 11.4%	6,822 4.9%	5,058 5.1%
3年超5年以内	65 14.8%	87 6.2%	124 13.8%	28 3.0%	2,292 1.7%	1,745 1.8%
5年を超える	15 3.4%	12 0.9%	24 2.7%	3 0.3%	292 0.2%	224 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、全体として前回から大きな変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟について見ると、判決で終局した事件（23.0%）のほとんどが対席判決によるもの（96.1%）であり、また、民事第一審訴訟事件と比べて取下げ<sup>2</sup>で終局した事件の割合（35.5%、民事第一審訴訟事件全体は14.3%）が高い傾向にある。（第7回報告書39頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	122 27.8%	457 32.7%	206 23.0%	373 39.7%	57,376 41.4%	43,189 43.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	116 95.1%	327 71.6%	198 96.1%	245 65.7%	33,489 58.4%	24,660 57.1%
和解	145 33.0%	623 44.6%	351 39.1%	417 44.4%	51,445 37.1%	35,275 35.7%
取下げ	157 35.8%	266 19.0%	318 35.5%	105 11.2%	19,800 14.3%	11,478 11.6%
それ以外	15 3.4%	52 3.7%	22 2.5%	45 4.8%	10,061 7.3%	8,959 9.1%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟で双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（87.4%）は、民事第一審訴訟事件（全体で45.5%）と比べて顕著に高く、大半で訴訟代理人が選任されている傾向に前回から変化は見られない（第7回報告書39頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
双方に 訴訟代理人	376 85.6%	966 69.1%	784 87.4%	558 59.4%	63,049 45.5%	46,417 46.9%
原告側のみ 訴訟代理人	35 8.0%	343 24.5%	72 8.0%	306 32.6%	53,489 38.6%	34,079 34.5%
被告側のみ 訴訟代理人	23 5.2%	36 2.6%	33 3.7%	26 2.8%	3,806 2.7%	2,733 2.8%
本人による	5 1.1%	53 3.8%	8 0.9%	50 5.3%	18,338 13.2%	15,672 15.8%

<sup>2</sup> 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる(第5回報告書概況編81頁参照)。

## ○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔<sup>3</sup>については【表6】のとおりであり、建築瑕疵損害賠償事件の平均期日回数（12.2回）及び平均争点整理期日回数（9.6回）が前回（それぞれ12.7回、10.0回）より若干減少した以外は、前回から大きな変化は見られない。もっとも、瑕疵主張のない建築関係訴訟における平均期日回数（7.3回）及び平均争点整理期日回数（5.1回）は、前回（それぞれ7.2回、4.9回）よりも若干増加しているが、この増加傾向は第7回報告書でも指摘されていたところであり（前々回は、それぞれ6.9回、4.3回）、争点整理期間の推移（特に瑕疵主張のない建築関係訴訟）については、引き続き注視する必要がある。（第6回報告書44頁【表6】、第7回報告書40頁【表6】参照）

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
平均期日回数	12.2	8.5	12.4	7.3	5.0	5.0
うち平均口頭弁論期日回数	2.6	2.2	2.6	2.2	1.9	1.8
うち平均争点整理期日回数	9.6	6.2	9.8	5.1	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	1.8	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割強で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である。瑕疵主張のない建築関係訴訟では、争点整理実施率（59.6%）が前回（58.4%）より1.2%増加している。（第7回報告書40頁【表7】参照）

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
争点整理	実施件数	407	988	835	560	60,478	44,612
	実施率	92.7%	70.7%	93.1%	59.6%	43.6%	45.1%

<sup>3</sup> 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数は減ることが考えられるが、他方で、期日間隔が長くなることもある。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりであり、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は【表9】のとおりである。民事第一審訴訟事件よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点については、前回から変化は見られない。他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間（0.3月）は、前回及び前々回（いずれも0.9月）より短縮し、民事第一審訴訟事件（0.3月）と同じ水準になった。瑕疵主張のある建築関係訴訟における人証調べ実施率（25.0%）は、前回（28.7%）より3.7%減少している。（前掲Ⅱ. 1. 1【表17】【表18】）（第6回報告書45頁【表8】【表9】、第7回報告書41頁【表8】【表9】参照）

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
人証調べ実施率	26.4%	25.0%	25.0%	25.6%	14.4%	15.5%
平均人証数	0.8	0.8	0.8	0.8	0.4	0.4
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.1	3.0	3.2	3.0	2.7	2.7

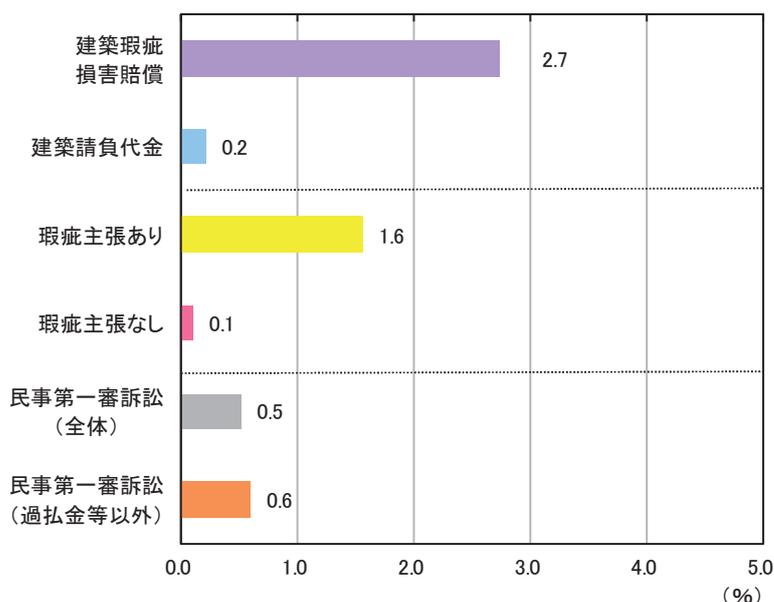
人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表9】のとおりであり、前回（33.7月）と同じである。民事第一審訴訟事件のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間（21.5月）（前掲Ⅱ. 1. 1【表18】）と比べて長い傾向についても、前回と同様である。（第7回報告書41頁【表9】参照）

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

平均審理期間(月)	33.7
平均人証調べ期間(月)	0.3

鑑定実施率は【図10】のとおりである。瑕疵主張のある建築関係訴訟における鑑定実施率（1.6%）は前回（1.7%）より若干減少しており、平成18年以降で最も低い水準となっている（この一つの要因としては、鑑定以外の形での、建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる<sup>4</sup>）。（第6回報告書46頁【図11】、第7回報告書41頁【図10】参照）。

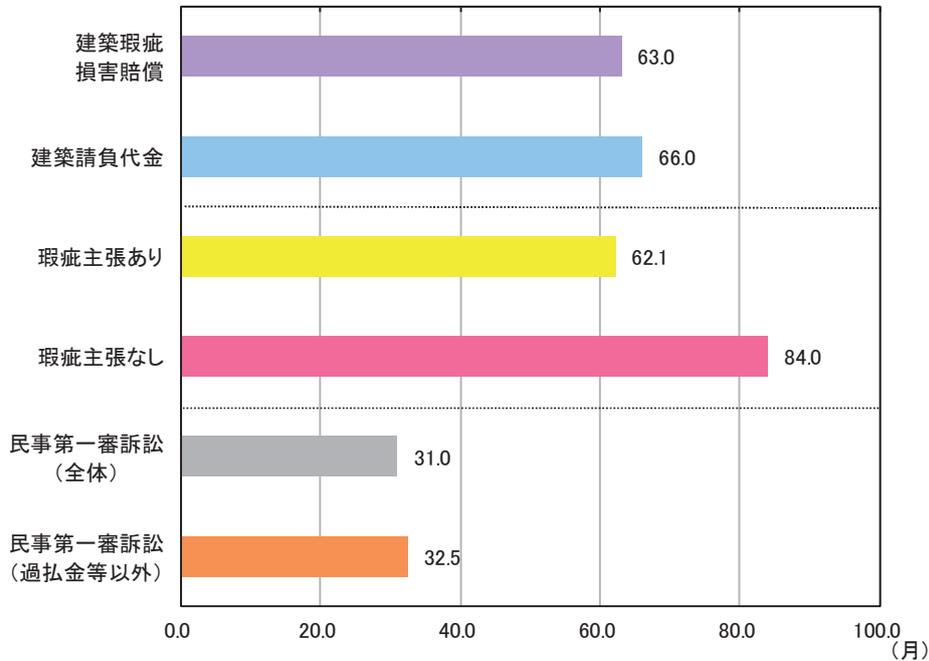
【図10】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



<sup>4</sup> 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は、平成19年に37.4%であったものが、平成30年には55.5%に達している。

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 11】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間（62.1月）は前回（62.3月）とほぼ同様の水準である（第7回報告書42頁【図 11】参照）。

【図 11】 鑑定を実施した事件における平均審理期間  
（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



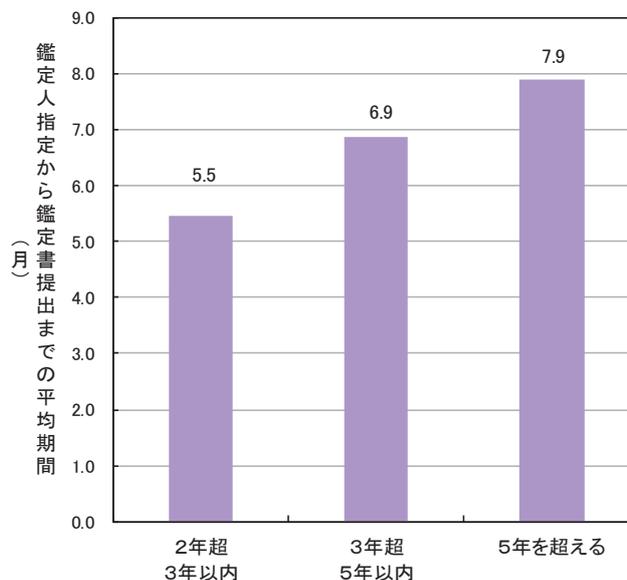
平均鑑定期間は【表 12】のとおりであり、前回（8.6月）よりも短縮して7.6月となった。鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（7.3月）が、前回（7.7月）よりも若干短縮している。（第7回報告書42頁【表 12】参照）

【表 12】 平均鑑定期間(建築関係訴訟)

平均鑑定期間(月)	7.6
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	0.4
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	2.7
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	7.3

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものは【図 13】のとおりであり、審理期間が2年を超え3年以内の事件（5.5月）及び3年を超え5年以内の事件（6.9月）において前回（それぞれ2.8月、3.8月）より長期化しているが、5年を超える事件（7.9月）においては前回（12.1月）より短縮している。審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要する傾向が見られるのは、前回と同様である。（第5回報告書概況編 86頁【図 17】，第6回報告書47頁【図 14】，第7回報告書43頁【図 13】参照）

【図13】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



※ 審理期間2年以内の事件は該当なし。

付調停に関する状況について、調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると、【表 14】のとおり、調停に付された事件の割合（45.0%）は、ここ数年間で最高であった前回（39.2%）より増加している（第5回報告書概況編 88頁【図 21】，第6回報告書47頁【表 15】，第7回報告書43頁【表 14】参照）。

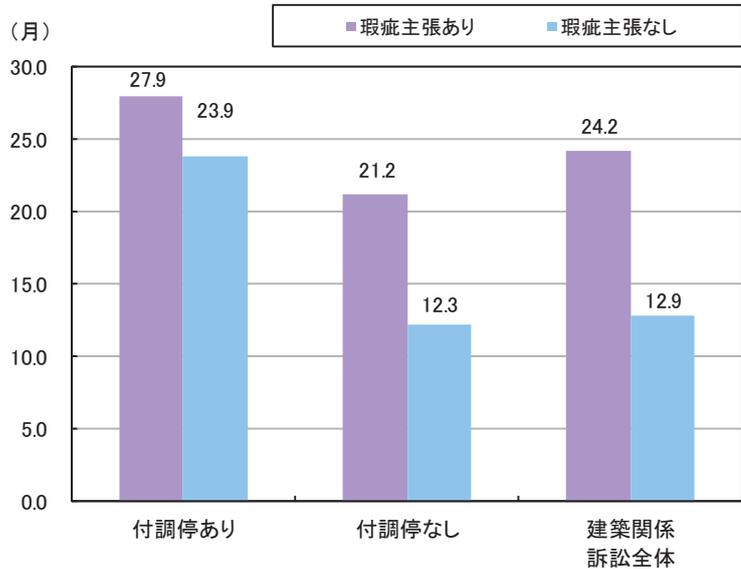
【表14】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済件数	897	940	1,837
付調停事件数	404	50	454
付調停率	45.0%	5.3%	24.7%

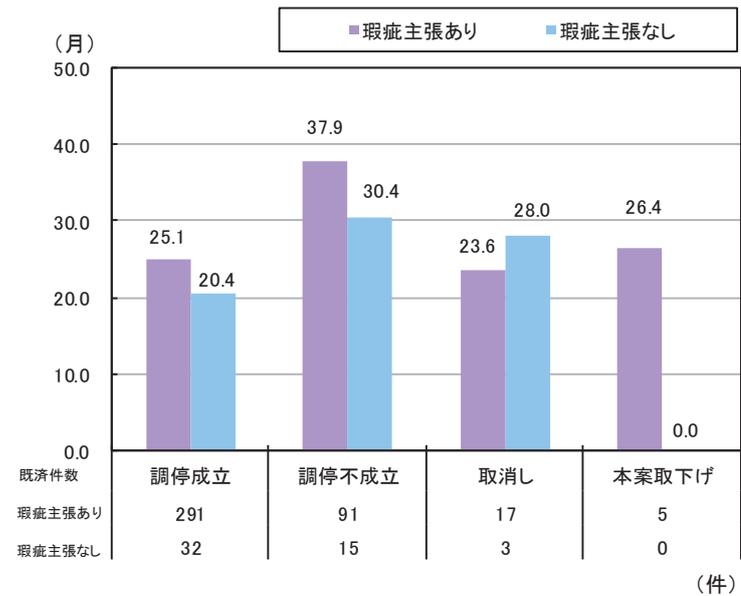
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間は、【図 15】のとおり、前回（30.0 月）より短縮して 27.9 月となり、調停成立事件・調停不成立事件の別で見ても、【図 16】のとおり、いずれも前回（それぞれ 26.1 月、41.1 月）より短縮して、それぞれ 25.1 月、37.9 月となった（第 7 回報告書 44 頁【図 15】【図 16】参照）。また、【表 17】のとおり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均調停期間（13.4 月）は前回（14.5 月）より短縮している（第 7 回報告書 44 頁【表 17】参照）。

調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり（【図 15】）、調停に付された事件の中では、不成立となった事件の方が成立した事件よりも審理が長期化する傾向（【図 16】）については、前回と同様である（調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなる要因としては、調停に付された事件には、建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある、より専門性の高い事案が多いことが考えられる。）（第 7 回報告書 44 頁【図 15】【図 16】参照）。

【図 15】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図 16】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【表 17】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

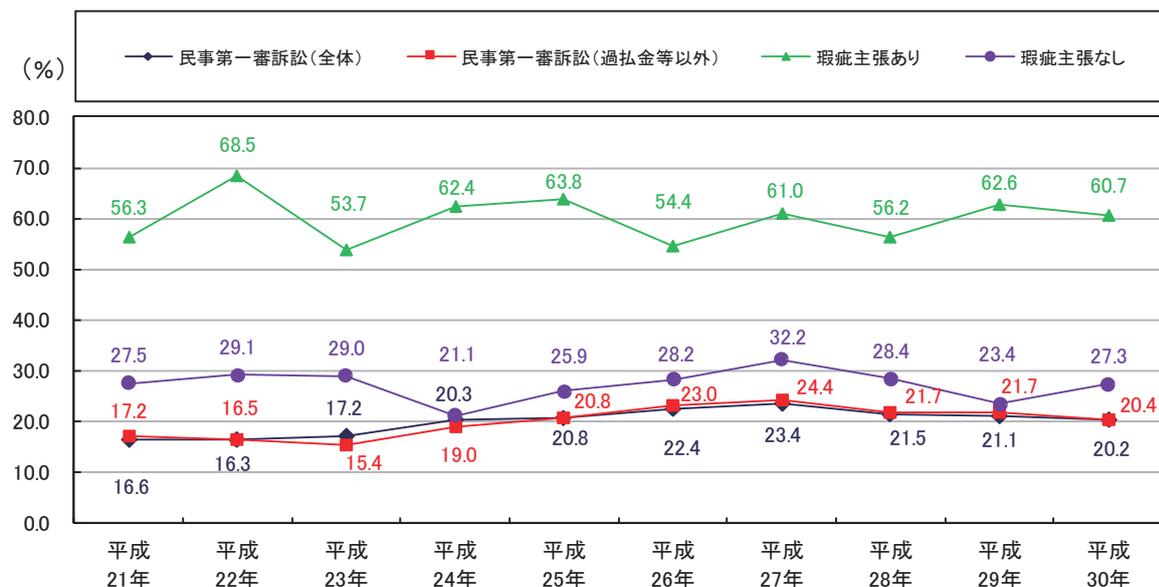
事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間(月)	13.4	9.8	13.0
	平均調停期日回数	8.4	6.5	8.2

○ 上訴に関する状況

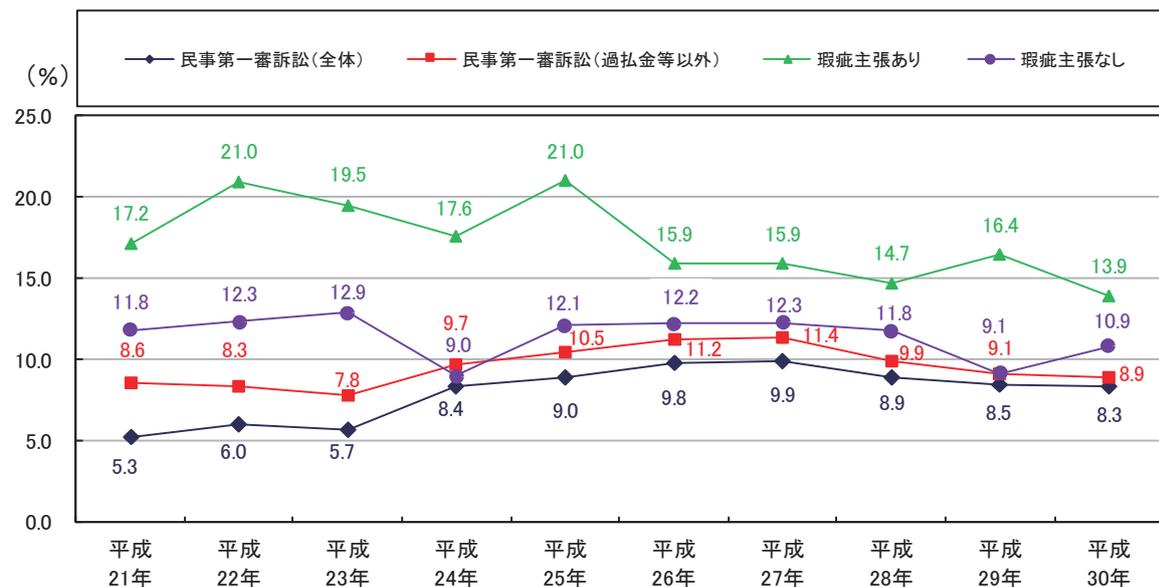
上訴率及び上訴事件割合については【図 18】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件と比較的近い水準である。

【図 18】 上訴率及び上訴事件割合の推移(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



## 1. 2. 3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数は前回（501件）より減少して、491件となった。平均審理期間（12.9月）は、前回（14.0月）と比べて短縮し、平成25年以降短縮傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合（36.4%）が前回（24.5%）より増加し、6月超2年以内の事件の割合（50.7%）は前回（62.1%）より減少した。

また、知的財産権訴訟は、民事第一審訴訟事件と比べて、判決で終局した事件に占める対席判決の割合（91.1%）及び当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（76.6%）が極めて高く、平均争点整理期日回数（5.9回）も多くなっている。

知的財産権訴訟の上訴率は56.0%であり、民事第一審訴訟事件（全体）の上訴率の約2.8倍である。

### ○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、新受件数は約410件から約700件の幅の中で推移しているところ、平成30年（491件）は、前回（501件）より減少した。

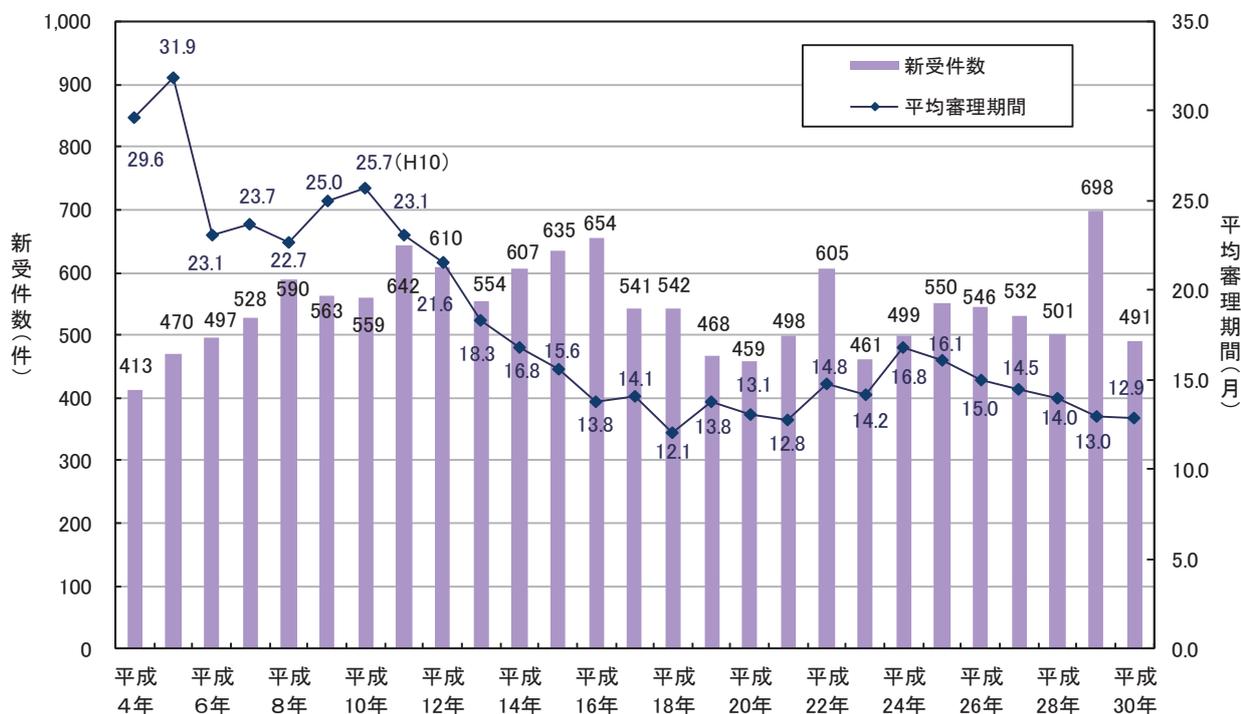
平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等<sup>2</sup>）及び運用面での工夫<sup>3</sup>が図られたことにより、短縮が実現し、平成30年（12.9月）は、前回（14.0月）より短縮した（【図1】【図2】）。ただし、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記のとおり多くはないため、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、その年の平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見ていくのが相当であろう。（第7回報告書47頁【図2】参照）

<sup>1</sup> 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書97頁参照）。

<sup>2</sup> 制度面の改善による審理への影響等について、第6回報告書50頁参照

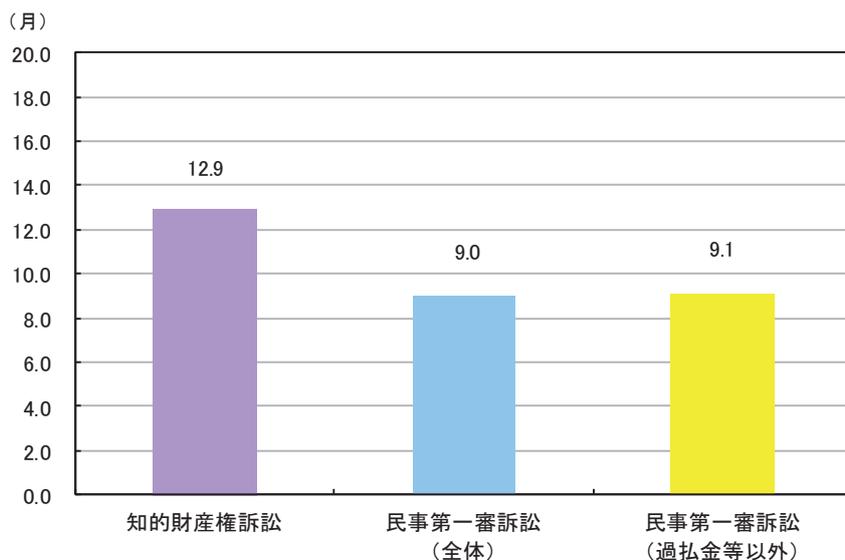
<sup>3</sup> 運用面の工夫による審理への影響等について、第6回報告書50頁参照

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



## ○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は前回(13.4%)より若干減少して12.9%となり、6月超2年以内の事件の割合が前回(62.1%)より減少して50.7%となった。一方、6月以内の事件の割合は前回(24.5%)より増加して36.4%となったが、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い(41.7%)。(第7回報告書48頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	535	138,682	98,901
平均審理期間(月)	12.9	9.0	9.1
6月以内	195 36.4%	76,656 55.3%	54,060 54.7%
6月超1年以内	117 21.9%	27,607 19.9%	19,427 19.6%
1年超2年以内	154 28.8%	25,013 18.0%	18,387 18.6%
2年超3年以内	50 9.3%	6,822 4.9%	5,058 5.1%
3年超5年以内	19 3.6%	2,292 1.7%	1,745 1.8%
5年を超える	-	292 0.2%	224 0.2%

## ○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、4割を超える事件が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なりその大半が対席判決である(91.1%)。また、和解により終局した事件が、前回(37.0%)より増加して42.1%となった(第7回報告書48頁【表4】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	225 42.1%	57,376 41.4%	43,189 43.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	205 91.1%	33,489 58.4%	24,660 57.1%
和解	225 42.1%	51,445 37.1%	35,275 35.7%
取下げ	59 11.0%	19,800 14.3%	11,478 11.6%
それ以外	26 4.9%	10,061 7.3%	8,959 9.1%

## ○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、8割弱の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準であることに、前回から大きな変化は見られない(第7回報告書48頁【表5】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に 訴訟代理人	410 76.6%	63,049 45.5%	46,417 46.9%
原告側のみ 訴訟代理人	78 14.6%	53,489 38.6%	34,079 34.5%
被告側のみ 訴訟代理人	31 5.8%	3,806 2.7%	2,733 2.8%
本人による	16 3.0%	18,338 13.2%	15,672 15.8%

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりである。平均争点整理期日回数は前回(6.2回)より若干減少して5.9回、平均口頭弁論期日回数は前回(1.7回)より若干減少して1.6回、平均期日間隔は前回(1.8月)より若干減少して1.7月となった(第7回報告書49頁【表6】参照)。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	7.5	5.0	5.0
うち平均口頭弁論 期日回数	1.6	1.9	1.8
うち平均争点整理 期日回数	5.9	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、争点整理実施率は前回(80.7%)より若干減少した80.6%であるが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である(第7回報告書49頁【表7】参照)。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争点 手続 整理	実施件数	431	60,478	44,612
	実施率	80.6%	43.6%	45.1%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表8】のとおりであり、人証調べ実施率が前回(13.4%)より減少して12.0%となった<sup>4</sup>(第7回報告書49頁【表8】参照)。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	12.0%	14.4%	15.5%
平均人証数	0.4	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.0	2.7	2.7

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、平均審理期間は前回(23.1月)より長期化して24.9月となっているが、平均人証調べ期間は前回(0.2月)より若干短縮して0.1月となった(第7回報告書49頁【表9】参照)。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間  
及び平均人証調べ期間(知的財産権訴訟)

平均審理期間(月)	24.9
平均人証調べ期間(月)	0.1

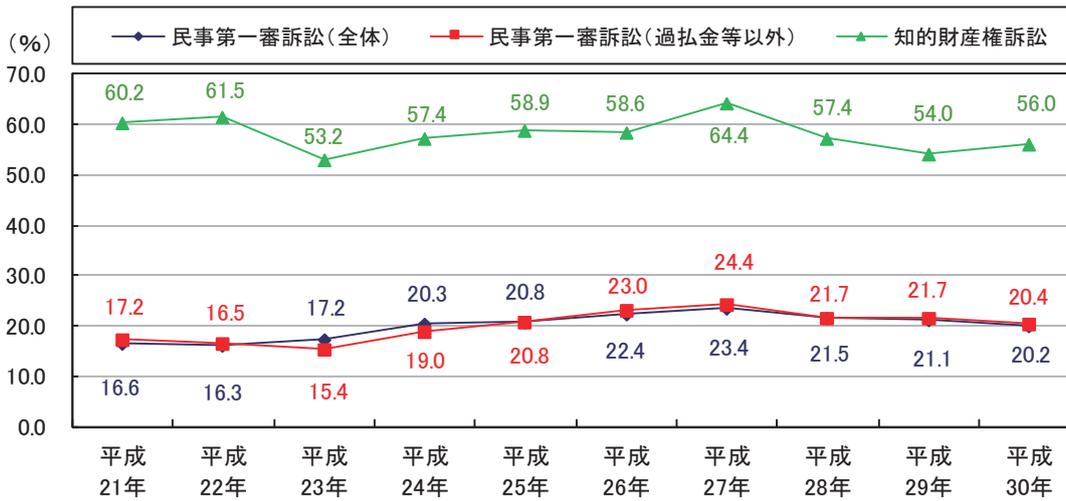
<sup>4</sup> 他の専門訴訟(医事関係訴訟や建築関係訴訟等)と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である(前掲Ⅱ.1.2.1【図10】及びⅡ.1.2.2【表8】参照)のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願(発明者でない者が出願すること)が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される(第1回報告書102頁、第2回報告書74頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぷりずむ2010年7月号2頁参照)。

○ 上訴に関する状況

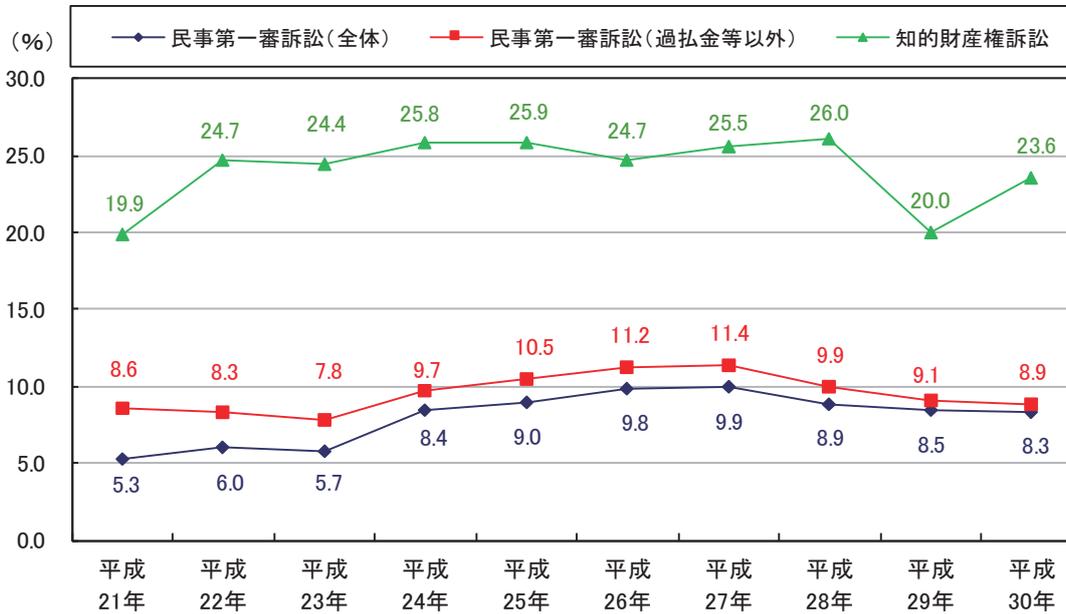
上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



### 1. 2. 4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移していることの影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。

審理期間が6月以内の事件の割合（20.7%）は前回（20.3%）より若干増加したが、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合（37.2%）は前回（37.7%）より若干減少したが、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。

また、終局区分別の事件割合について、判決で終局した事件の割合（23.1%）は前回（26.0%）より減少したのに対し、和解で終局した事件の割合（63.4%）は前回（61.5%）より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、和解で終局した事件の割合が高い点は、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の事件割合について、調停成立で終局した事件の割合（72.6%）は前回（72.4%）より若干増加し、労働審判で終局した事件の割合（14.7%）も前回（14.3%）より若干増加した。労働審判事件の平均審理期間（80.7日）は、前回（79.1日）より若干長くなった。

#### ○ 事件数及び平均審理期間等

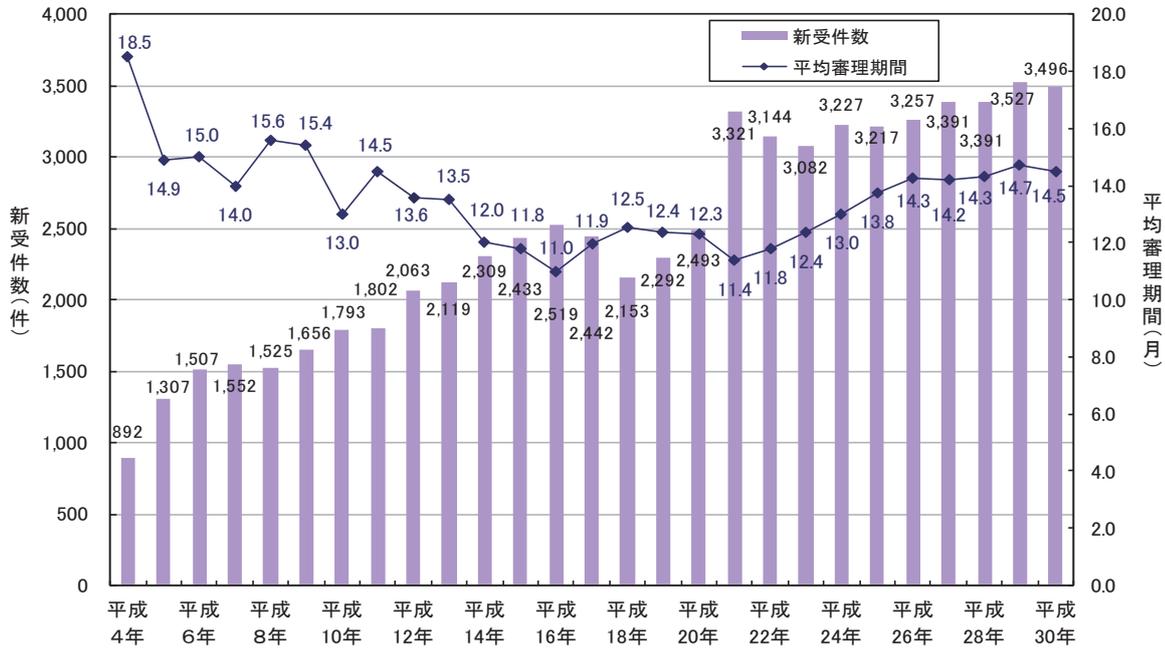
労働関係訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し、その後も高い水準で推移している。その背景としては、平成20年に起きたリーマンショック以降の景気動向のほか、労働紛争に対する国民一般の関心や、時間外の割増賃金等に関する労働者の権利意識が高まっていること等が考えられる。

平成30年の平均審理期間は、【図2】のとおりであり、前回（14.3月）より若干長期化して、14.5月となった。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年（18.5月）からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が見られる。これには、上記で述べた事件動向のほか、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があるところ（【図7】）、前者の事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられる（【図6】）。

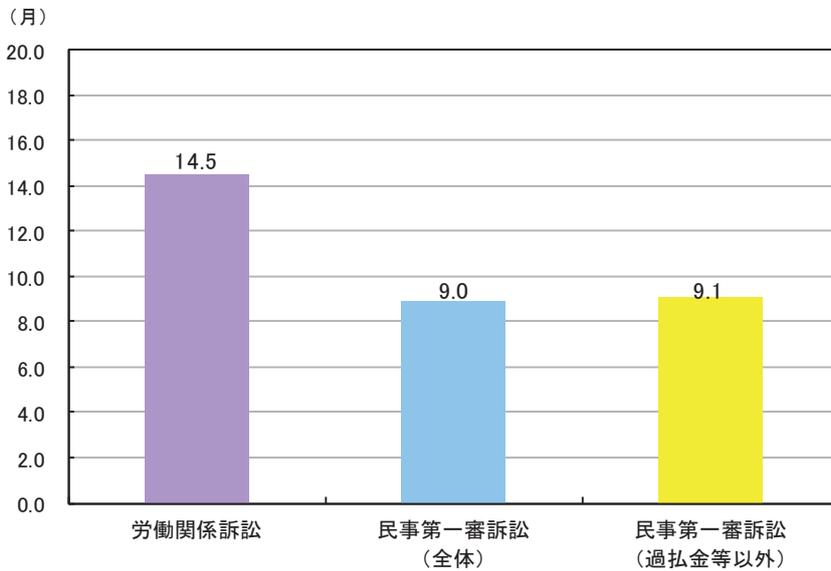
<sup>1</sup> 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す（第1回報告書113頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回(20.3%)より若干増加して20.7%となったが、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に低い。これに対し、1年超2年以内の事件の割合は、前回(37.7%)より若干減少して37.2%となったが、前回までと同様、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は前回(12.3%)より増加して13.6%となっている。(第7回報告書53頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	3,335	138,682	98,901
平均審理期間(月)	14.5	9.0	9.1
6月以内	690 20.7%	76,656 55.3%	54,060 54.7%
6月超1年以内	952 28.5%	27,607 19.9%	19,427 19.6%
1年超2年以内	1,241 37.2%	25,013 18.0%	18,387 18.6%
2年超3年以内	359 10.8%	6,822 4.9%	5,058 5.1%
3年超5年以内	90 2.7%	2,292 1.7%	1,745 1.8%
5年を超える	3 0.1%	292 0.2%	224 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件(うち9割以上が対席判決である。)の割合が前回(26.0%)より減少して23.1%となったのに対し、和解で終局した事件の割合は前回(61.5%)より増加して63.4%となった。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準であることは前回と同様である。なお、取下げで終局した事件の割合は前回(8.6%)から若干増加して9.3%となっている。(第7回報告書53頁【表4】参照)

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	771 23.1%	57,376 41.4%	43,189 43.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	707 91.7%	33,489 58.4%	24,660 57.1%
和解	2,113 63.4%	51,445 37.1%	35,275 35.7%
取下げ	309 9.3%	19,800 14.3%	11,478 11.6%
それ以外	142 4.3%	10,061 7.3%	8,959 9.1%

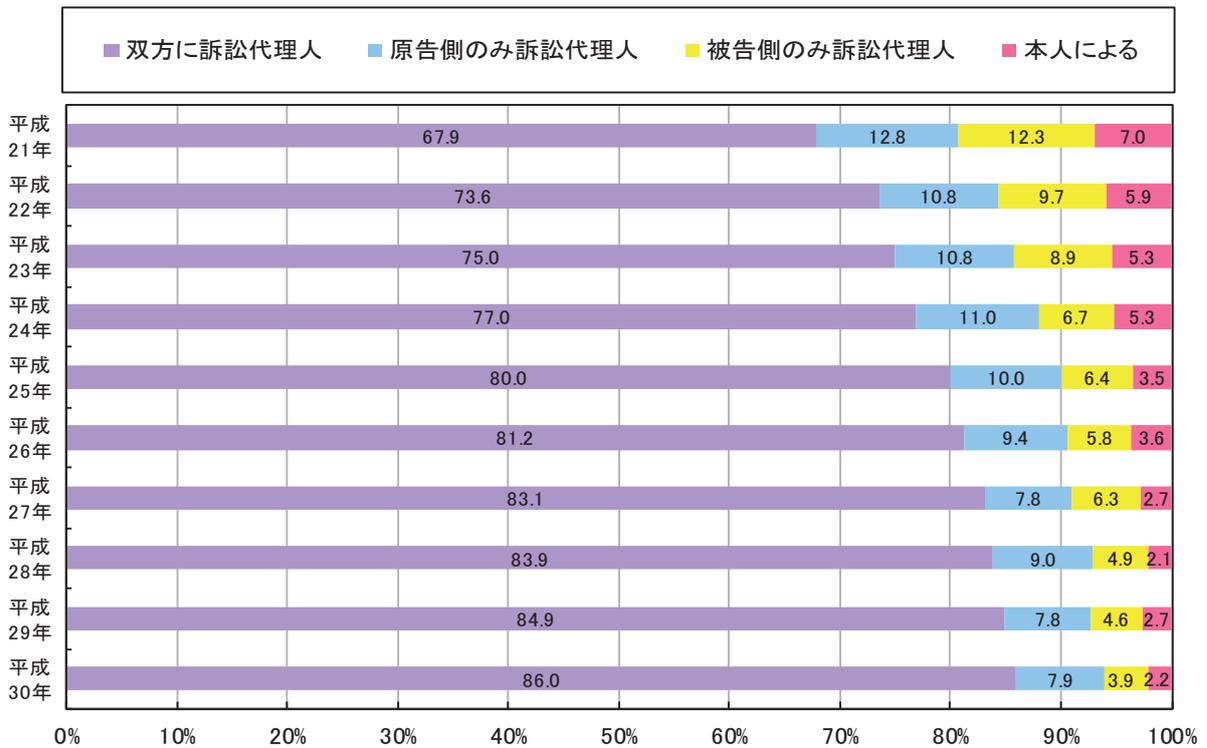
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（86.0%）は、前回（83.9%）から更に増加しているところ、この割合は、平成22年以降一貫して増加している（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向が反映されているものと考えられる。

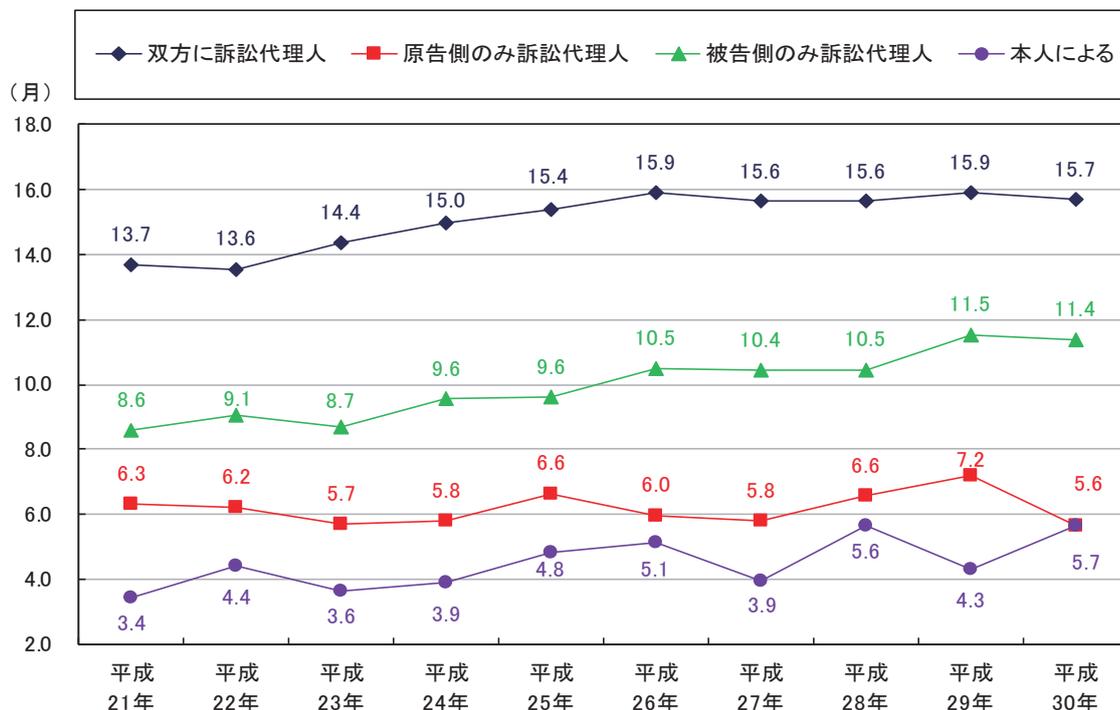
【表5】 訴訟代理人の選任状況  
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
双方に 訴訟代理人	2,868 86.0%	63,049 45.5%	46,417 46.9%
原告側のみ 訴訟代理人	264 7.9%	53,489 38.6%	34,079 34.5%
被告側のみ 訴訟代理人	131 3.9%	3,806 2.7%	2,733 2.8%
本人による	72 2.2%	18,338 13.2%	15,672 15.8%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移（労働関係訴訟）



【図7】 訴訟代理人の選任状況別平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均期日回数(8.6回)は、前回(8.5回)より若干増加しているところ、そのうち、平均口頭弁論期日回数(2.1回)は、前回(2.6回)より若干減少し、平均争点整理期日回数(6.5回)は、前回(5.9回)より若干増加している。平均期日間隔(1.7月)に変化は見られない。(第7回報告書55頁【表8】参照)

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔  
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	8.6	5.0	5.0
うち平均口頭弁論期日回数	2.1	1.9	1.8
うち平均争点整理期日回数	6.5	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

労働関係訴訟の平均審理期間の長期化傾向には争点整理期間の長期化の影響も考えられるため(第6回報告書59頁参照)、その推移については注視していく必要がある。

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりであり、後者は、前回（80.1%）より増加して82.8%となった。これは、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である。（第7回報告書56頁【表9】参照）

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
争点整理手続	実施件数	2,760	60,478	44,612
	実施率	82.8%	43.6%	45.1%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回（32.0%）より減少して29.1%となったが、民事第一審訴訟事件（過払金等以外）の約2倍の水準である点は、これまでと同様である。また、人証調べを実施した事件における平均人証数（3.4人）は、前回からほとんど変化は見られず、民事第一審訴訟事件よりも多い。（第7回報告書56頁【表10】参照）

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数  
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
人証調べ実施率	29.1%	14.4%	15.5%
平均人証数	1.0	0.4	0.4
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.4	2.7	2.7

労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合等、規範的要件をめぐって多くの事実が問題となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される（詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照）。

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者（21.9月）は、前回（21.2月）より若干長くなっているが、後（0.2月）は、前回（0.3月）より若干短くなっている（第7回報告書56頁【表11】参照）。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間  
及び平均人証調べ期間（労働関係訴訟）

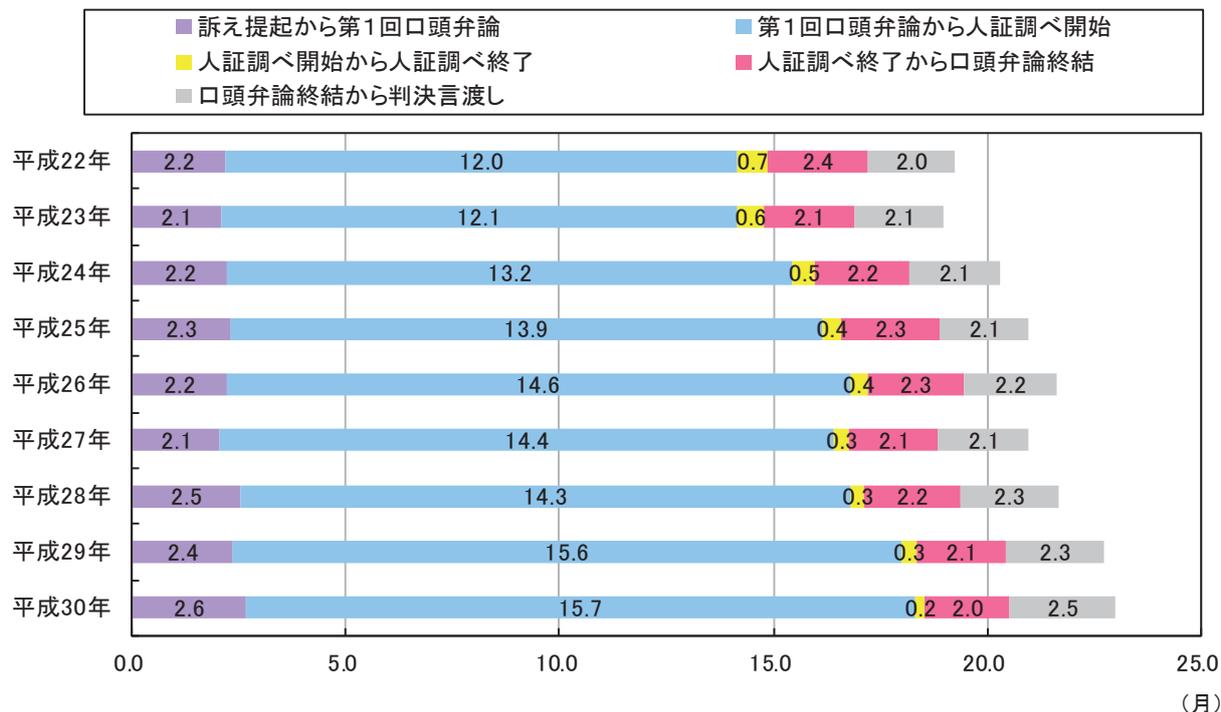
平均審理期間（月）	21.9
平均人証調べ期間（月）	0.2

さらに、審理に比較的長い期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（労働審判手続から移行した訴訟事件<sup>2</sup>を除く。）<sup>3</sup>について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えて良いと思われる。）は、【図12】のとおり、前回（14.3月）より長期化して15.7月となっている。平成22年以降、全体として長期化傾向が見られるところであり、今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要があろう。

<sup>2</sup> 労働審判手続から移行した訴訟事件とは、労働審判に対する異議の申立てがあり訴訟に移行した事件（労働審判法 21 条1項、3項、22 条1項）、労働審判を取り消す旨の決定があり訴訟に移行した事件（同法 23 条）及び労働審判によらない労働審判事件終了により訴訟に移行した事件（同法 24 条）を指す。

<sup>3</sup> 労働審判手続から移行した訴訟事件の中には、第1回口頭弁論期日を指定する前に事件を弁論準備手続に付する例が一定数あるところ、当該事件においては、訴え提起から第1回口頭弁論までの期間が顕著に長くなり、他方で、第1回口頭弁論から人証調べ開始までの期間が顕著に短くなるので、手続段階別の平均期間をよりの確に把握するため、分析対象から除いた。

【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移  
(労働関係訴訟(労働審判手続から移行した訴訟事件を除く))



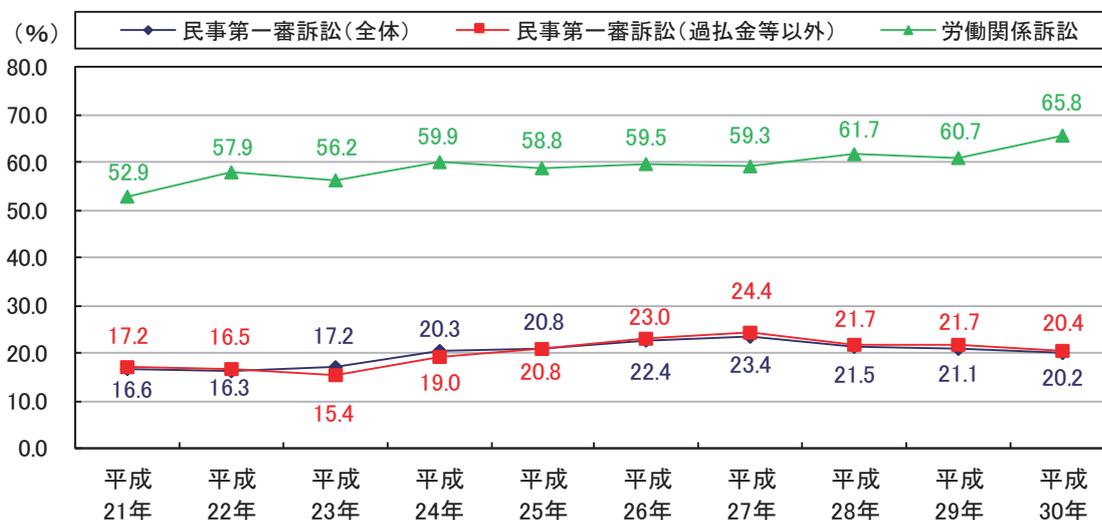
※ 平成21年以前は労働審判手続から移行した訴訟事件を除いて統計データを集計することができない。

○ 上訴に関する状況

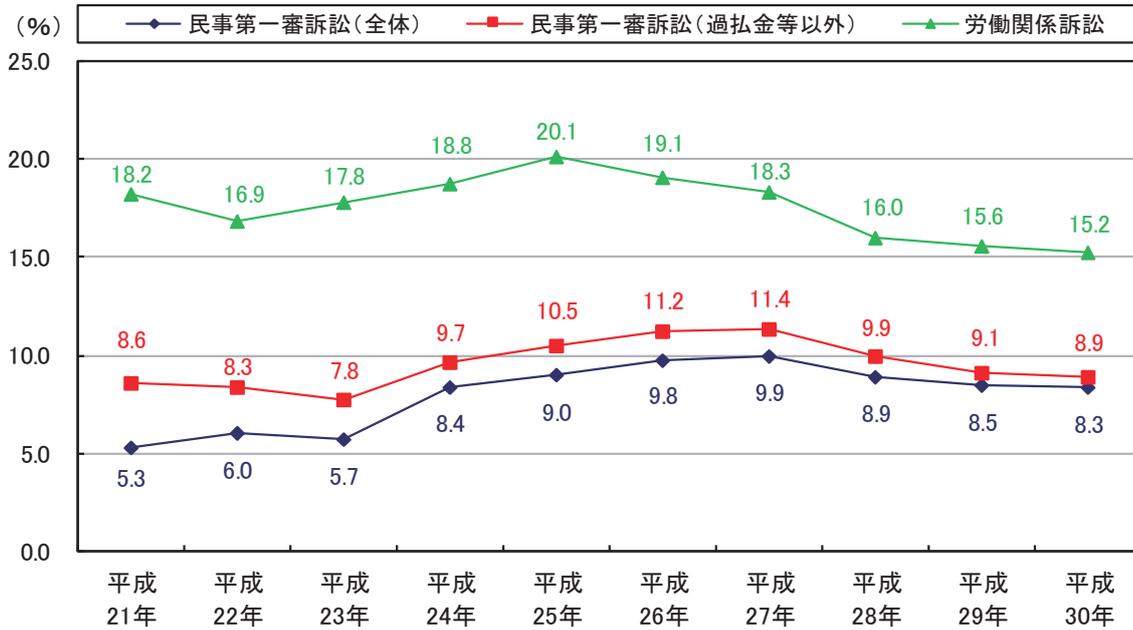
上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合の推移(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉

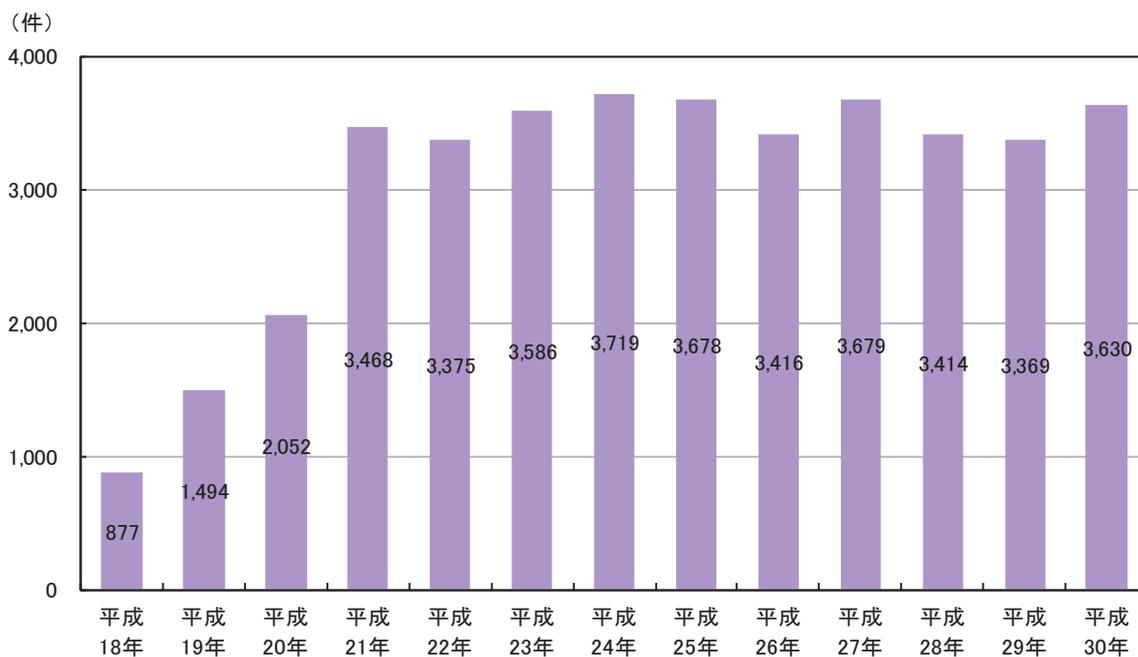


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判手続は、平成18年4月に導入された制度であるところ、労働審判事件の新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、平成30年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

## II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は、前回（72.4%）から若干増加し、72.6%となっている。労働審判で終局した事件の割合（14.7%）も、前回（14.3%）から若干増加し、そのうち、異議申立てがあった事件の割合は、前回の62.8%（316件）から増加し、68.1%（343件）となっている。（第7回報告書59頁【表15】参照）

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
労働審判	504 14.7%
調停成立	2,491 72.6%
24条終了	148 4.3%
取下げ	245 7.1%
却下・移送等	41 1.2%

労働審判	504
うち異議申立てあり	343 68.1%
うち異議申立てなし	161 31.9%

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は4.7%（161件）であり、これと調停成立で終局した事件との合計が労働審判事件全体に占める割合（77.3%）は、前回（77.7%）から若干減少した（第7回報告書59頁【表15】参照）。もっとも、取下げで終局した事件（245件）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものがあると考えられるため、全体の約8割の事件は労働審判手続を契機として最終的な解決に至っているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については【表16】のとおり、前回（79.1日）より若干長くなり80.7日となっている。また、審理期間別の既済件数及び事件割合については【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合は67.0%となっており、前回（69.2%）から減少した。（第7回報告書59頁【表16】参照）

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,429
平均審理期間(日)	80.7
1月以内	84 2.4%
1月超2月以内	979 28.6%
2月超3月以内	1,234 36.0%
3月超6月以内	1,094 31.9%
6月超	38 1.1%

申立人代理人の選任状況については【表17】のとおりであり、8割を超える水準で申立人代理人が選任されている状況に、前回から大きな変化は見られない（第7回報告書60頁【表17】参照）。

【表17】申立人代理人の有無別の既済件数(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	3,061 89.3%
申立人代理人なし	368 10.7%

### ○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで増加を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判手続は、3回以内の期日において審理を終結することを原則とする制度である（労働審判法15条2項）ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続（労働関係訴訟、民事調停等）も視野に入れて適切に手続を選択していくことが重要といえよう<sup>4</sup>（第4回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第5回報告書概況編112頁脚注4も参照）。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則9条1項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」（労働審判規則17条から19条等参照）の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐこと等が代理人に期待されているといえよう。

<sup>4</sup> 適切な手続の選択に関する議論について、第6回報告書 64 頁参照

## 1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数は、前回より減少した。平均審理期間（14.5月）は、平成18年以降の推移の範囲内に収まっており、前回（14.4月）からおおむね変化はない。

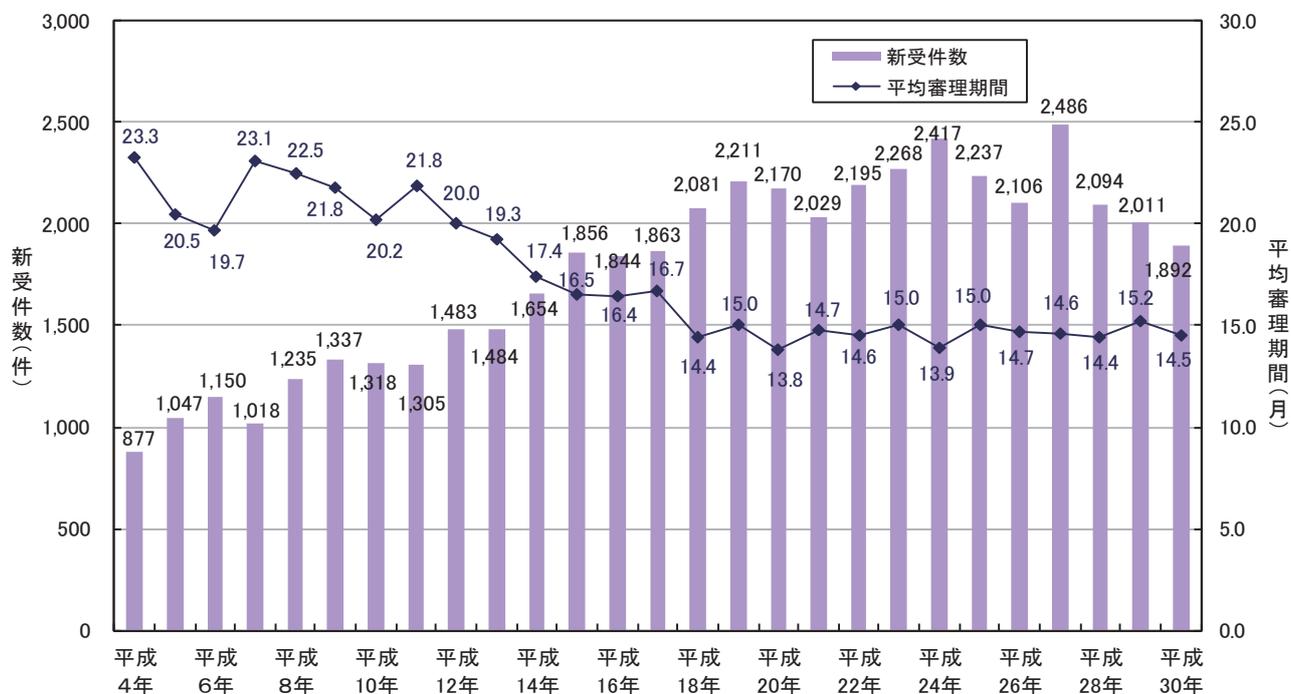
当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（50.9%）より増加し56.8%となったが、人証調べ実施率は前回（22.7%）より減少し21.5%となった。双方に訴訟代理人が選任された事件及び人証調べを実施した事件はいずれも平均審理期間が長い傾向にあるところ、前者の割合が増加し、後者の割合が減少したため、平均審理期間にはほとんど変化が生じなかったものと考えられる。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率）について、6月以内の既済件数の割合の増加や争点整理手続の実施率の増加が見られるものの、全体としては前回から大きな変化は見られなかった。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理手続の実施率が顕著に低いことは、前回と同様である。

### ○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟<sup>1</sup>の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2,000件を超える高い水準で推移していたところ、平成30年は1,892件にとどまった。

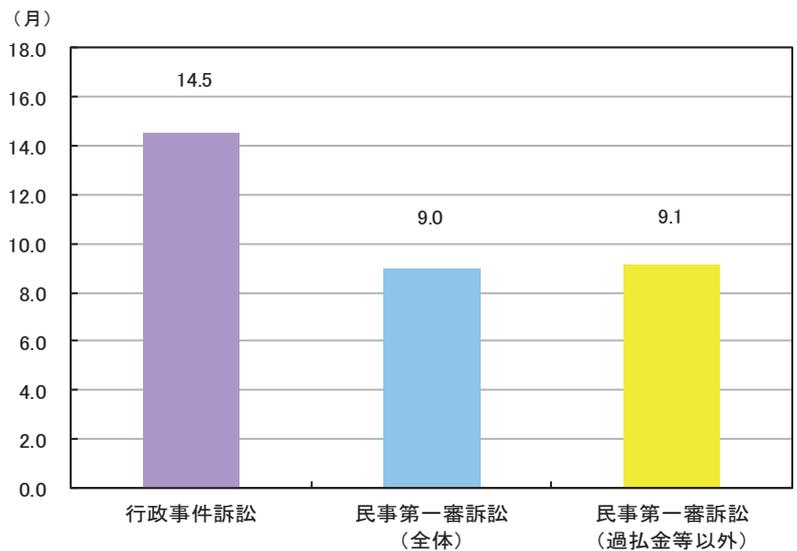
【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政事件訴訟）



<sup>1</sup> 行政事件訴訟とは、抗告訴訟（取消訴訟，不作為の違法確認訴訟，無効等確認訴訟，義務付け訴訟，差止訴訟），当事者訴訟，民衆訴訟及び機関訴訟を指し，国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない（行政事件訴訟法2条から6条）（第1回報告書128頁参照）。

平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮しており、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移しているところ、平成30年の平均審理期間は14.5月であり、前回からほとんど変化はない（【図1】【図2】）。

【図2】 平均審理期間（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向にあることは、前回と同様である。ただし、審理期間が6月以内の事件の割合及び1年を超える事件の割合は、いずれも前回から増加した（審理期間が6月以内の事件の割合は、前回の24.5%から29.6%、1年を超える事件の割合は、前回の44.2%から45.2%）。（第7回報告書62頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数	1,946	138,682	98,901
平均審理期間(月)	14.5	9.0	9.1
6月以内	576 29.6%	76,656 55.3%	54,060 54.7%
6月超1年以内	492 25.3%	27,607 19.9%	19,427 19.6%
1年超2年以内	566 29.1%	25,013 18.0%	18,387 18.6%
2年超3年以内	190 9.8%	6,822 4.9%	5,058 5.1%
3年超5年以内	109 5.6%	2,292 1.7%	1,745 1.8%
5年を超える	13 0.7%	292 0.2%	224 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、判決で終局した事件の割合(73.6%)が前回(77.8%)から減少したものの、行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局しており、和解による終局はほとんどない（第7回報告書62頁【表4】参照）。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	1,432 73.6%	57,376 41.4%	43,189 43.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	1,289 90.0%	33,489 58.4%	24,660 57.1%
和解	23 1.2%	51,445 37.1%	35,275 35.7%
取下げ	322 16.5%	19,800 14.3%	11,478 11.6%
それ以外	169 8.7%	10,061 7.3%	8,959 9.1%

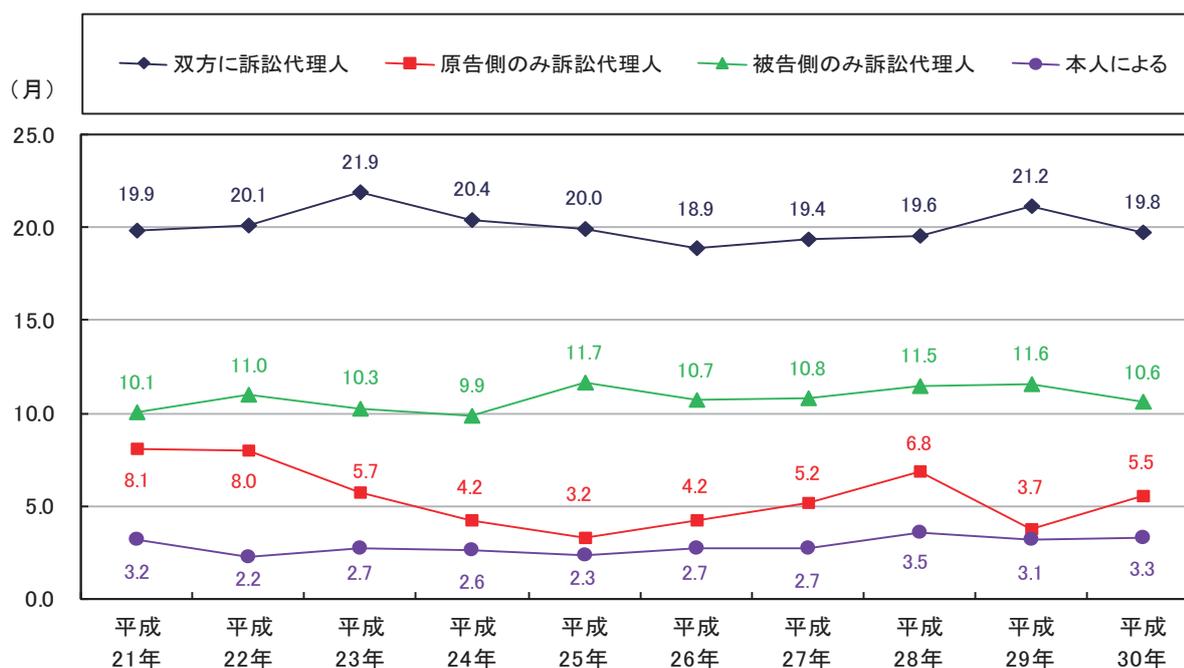
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人<sup>2</sup>の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（50.9%）より増加して56.8%となり、被告側のみに訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（32.5%）より減少して24.4%となった。また、双方とも本人による事件の割合<sup>3</sup>が前回（12.5%）より増加して13.5%となった。（第7回報告書63頁【表5】参照）【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間が、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあることは、前回と同様である。

【表5】 訴訟代理人の選任状況  
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	1,105 56.8%	63,049 45.5%	46,417 46.9%
原告側のみに訴訟代理人	104 5.3%	53,489 38.6%	34,079 34.5%
被告側のみに訴訟代理人	475 24.4%	3,806 2.7%	2,733 2.8%
本人による	262 13.5%	18,338 13.2%	15,672 15.8%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



<sup>2</sup> 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律5条1項、6条2項、7条3項等に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟（後掲V. 1. 2）においても同様である。

<sup>3</sup> 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる（第1回報告書140頁参照）。

## ○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔<sup>4</sup>については【表7】のとおりである。平均期日間隔が前回(2.9月)から若干短縮して2.7月となった一方、平均期日回数は前回(5.0回)から若干増加して5.4回となった(第7回報告書64頁【表7】参照)。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	5.4	5.0	5.0
うち平均口頭弁論期日回数	3.9	1.9	1.8
うち平均争点整理期日回数	1.5	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	2.7	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりである。争点整理実施率は、前回(18.3%)から増加して22.7%となったが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に実施率が低い傾向が続いている<sup>5</sup>(第7回報告書64頁【表8】参照)。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理	実施件数	441	60,478	44,612
	実施率	22.7%	43.6%	45.1%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(22.7%)から21.5%へと減少したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向があることは前回と同様である。人証調べを実施した事件における平均人証数(2.2人)は、前回(2.1人)からほとんど変化はない。(第7回報告書64頁【表9】参照)【図10】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率(33.8%)は前回(40.2%)から減少したものの、それ以外の事件と比べて一貫して顕著に高い傾向にあることは、前回と同様である(第7回報告書65頁【図10】参照)。

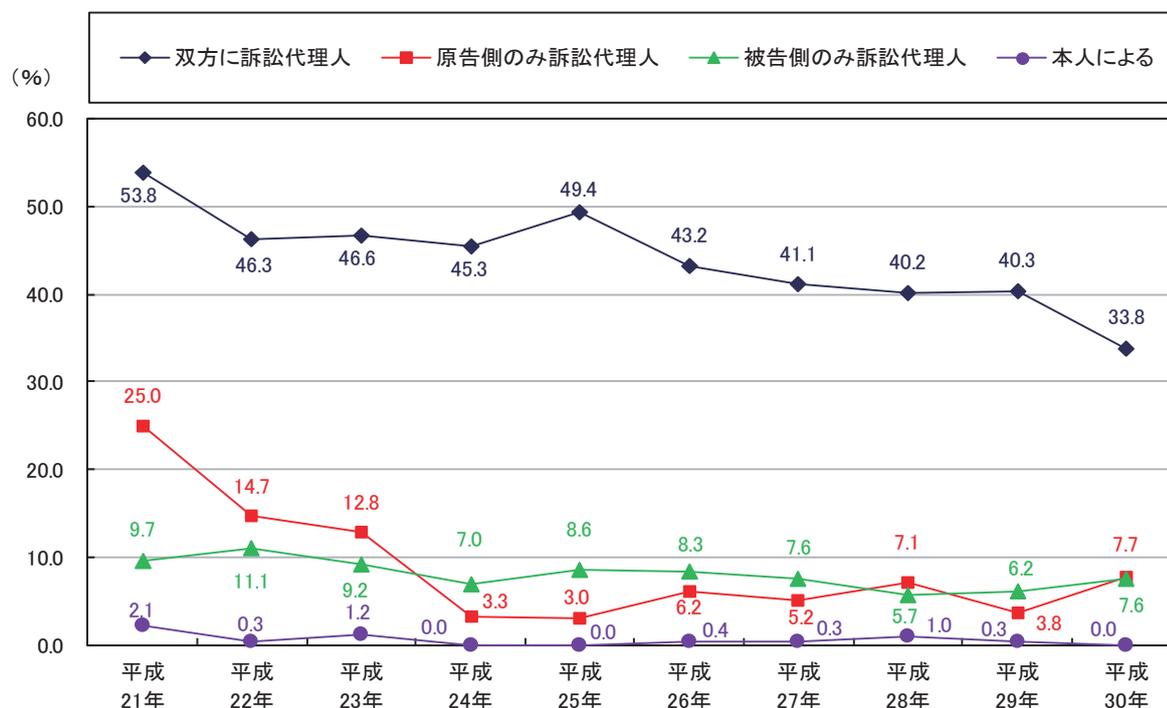
【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数  
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	21.5%	14.4%	15.5%
平均人証数	0.5	0.4	0.4
平均人証数(人証調べ実施事件)	2.2	2.7	2.7

<sup>4</sup> 平均期日間隔は2.7月であり、民事第一審訴訟事件よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要するケースが多いこと等に起因するものと考えられる(第1回報告書130頁参照)。

<sup>5</sup> 行政事件訴訟では、通常、口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる(第5回報告書概況編53頁参照)。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については

【表11】のとおりであるところ、平均審理期間は前回(25.3月)よりも若干長期化して26.2月となっており、平均人証調べ期間は前回(0.6月)よりも若干短縮して0.5月となった(第7回報告書65頁【表11】参照)。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

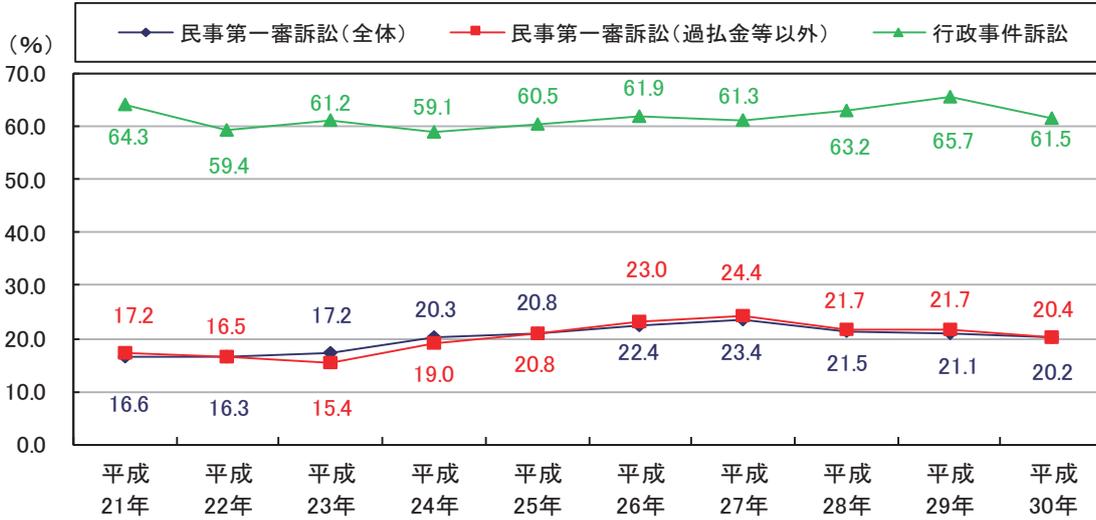
平均審理期間(月)	26.2
平均人証調べ期間(月)	0.5

○ 上訴に関する状況

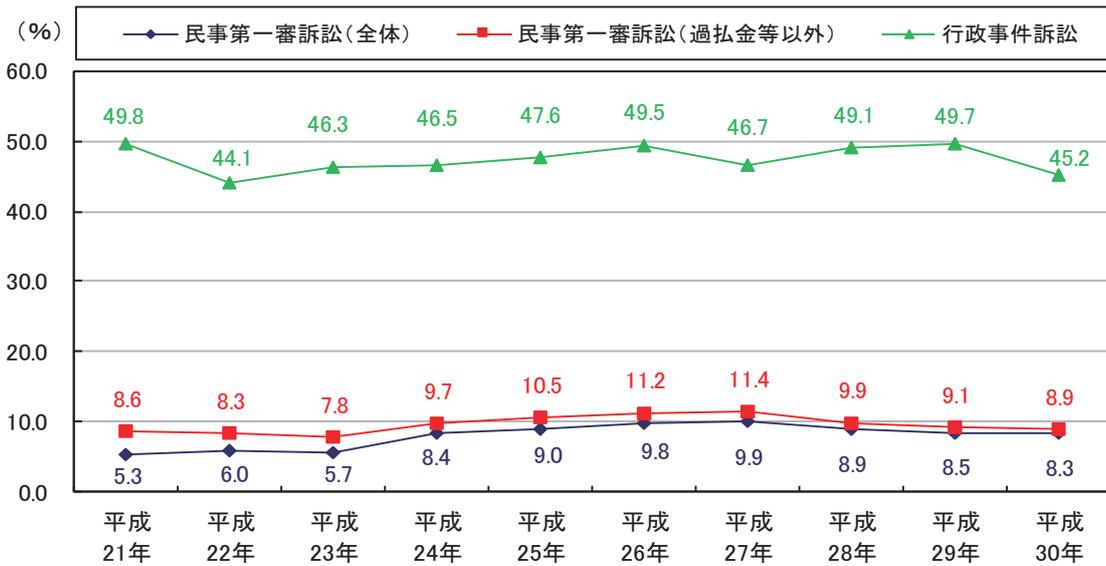
上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件よりいずれも顕著に高い水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

〈上訴率〉



〈上訴事件割合〉



## 2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証

### 1 実情調査の位置付け（目的）

民事第一審訴訟事件については、第7回報告書でも指摘したとおり、争点整理期間が若干長くなり、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や重要な証拠について認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。また、「その他の損害賠償」は、そもそも主要事実の特定が難しく何が争点となるか等の認識共有が困難な非典型的な事件を多く含むため、平均審理期間が比較的長い事件類型であるところ、近年その事件数は増加傾向にある（第7回報告書69頁【図】参照）。そこで、今回の検証では、裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた争点等についての認識共有の現状と課題のほか、非典型的な損害賠償事件において争点等の認識共有を困難とする具体的事情や工夫等について実情調査を行うこととした。また、合議体による審理の効果や長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すための工夫等についても調査対象とした。これらの点について調査するため、平成30年2月及び10月に、大規模及び中規模の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びに上記本庁2庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

### 2 争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有

#### （1）実情調査の結果等

#### ア 双方向のコミュニケーションの現状と課題

##### （ア）争点等に関する裁判所の認識等を当事者に伝えているか

裁判所が釈明権の行使や暫定的心証開示などにより認識や疑問（以下「認識等」という。）を当事者に伝える時期や内容について見ると、裁判所の側からは、①審理の初期段階では、期日間に提出された準備書面に記載された当事者の主張内容（訴訟物を含む法律構成や要件事実、主張の位置付け等）や立証内容（主張と証拠の整合性、証拠の有無等）を正確に理解するために、裁判所から釈明権を行使するなどして疑問を提示することが多い、②審理の中盤以降は、裁判所から暫定的心証開示などにより主要な争点や重要な証拠について認識を示して議論をすることが多い、③争点の軽重については、ある程度事実関係の主張立証がされた段階で裁判所がどの点を中心的争点と考えているかを伝えている、④進行については、争点整理が煮詰まった段階で裁判所から今後の進行の見通しを述べる人が多いといった現状認識が示された。

また、代理人の側からは、全体的な傾向としては、序盤から認識等をはっきり述べる裁判官が増えているとの評価が多数であったが、他方で、類型的な事件以外では序盤で認識等を伝える裁判官はそれほど多くないとの指摘や、認識等を伝えるかどうかや、重要な間接事実や争点の軽重に関する認識まで伝えるかどうかは裁判官や事案によってばらつきがあるとの指摘もあった。

##### （イ）裁判所の認識等が当事者に伝わらない原因と対策

裁判所の認識等が当事者に十分に伝わっていない場合としては、裁判所は釈明等により認識等を伝えたつもりであっても、代理人側がこれを十分に理解することができないため、その後に提出された主張や立証が裁判所の釈明事項に当たっていないということがあるとの指摘があった。

裁判所側の要因として、代理人の側からは、①裁判所の言い方が曖昧である、②直接的に認識等を述べるのではなく、代理人に対する質問の形で間接的に認識等を示す場合がある、③認識等の結論を

述べるのみで、その認識等を有するに至った理由を説明しないため、裁判所の意図が十分に伝わらないことがある。④双方の主張を争点ごとに並べた争点整理案を示すだけでは、争点の軽重に関する裁判所の認識は伝わらないとの意見が出された。これに対しては、裁判所の側から、裁判所が認識等を伝える際に、①関連する準備書面や証拠の該当箇所を具体的に指摘する、②結論だけではなく理由も説明する、③前提としている法律構成や裁判例、文献を具体的に指摘する、④裁判所がどの点を中心的争点と考えているかを明確に伝えるといった工夫がされているとの紹介がされた。また、裁判所と代理人との間で、期日の終了時に当該期日における議論の内容や次回期日までの準備事項を再度確認したり、期日において又は期日終了後に、これらを記載した書面を当事者に交付したりすることにより、認識に齟齬が生じるのを防ぐ工夫もされているとの紹介がされた。

一方、代理人側の要因としては、代理人が釈明の意図を理解できないときに裁判所に対して趣旨を確認しないことが挙げられたが、これに対しては、代理人の側から、代理人は不用意に裁判所に質問することにより依頼者に不利な結果となることを懸念して、その場で質問することを躊躇する場合があるとの指摘があった。また、代理人の知識や経験が不足している場合には、裁判所の釈明に的確に対応できないことがあるとの指摘もあった。これに対しては、裁判所からある程度具体的な例を挙げて主張すべき事実や調査方法を説明するなどの工夫がされているとの紹介がされた。

さらに、以上で述べたような工夫を実践する上でのあい路として、裁判所が具体的な事実関係について釈明を求めたり、調査方法等を詳細に説明したりすると、相手方当事者から一方当事者に肩入れしているとして抵抗感が示されたり、争点が拡散したりするおそれがあるため、特に経験の浅い裁判官の中には、このような事態を懸念して積極的に認識等を伝えることを躊躇する傾向があるのではないかとの指摘もあった。これに対しては、代理人の側から、第一審で争点として顕在化しなかったとしても、控訴審等で改めて問題となる可能性もあるため、第一審の段階から早めに認識等を示すべきであるとの指摘があった。また、裁判官同士又は裁判所と弁護士会との間の各意見交換の場で、どの程度の釈明権の行使や暫定的心証開示が望ましいのかといった点について議論をすることが、釈明権の行使等を躊躇している裁判官の意識を変える契機となるとの意見も出された。

#### (ウ) 裁判所からの投げ掛けに対して代理人が即時に回答しない要因と対策

裁判所からの投げ掛けに対して代理人が即時に回答しない場合があり、特に準備書面に記載されていない事実関係についての質問や、代理人が想定していない観点からの質問に対しては、直ちに回答することができず、「次回までに書面で回答する」と回答することが多いとの指摘があった。その要因としては、代理人が依頼者から事情を聴取できていないことや、ある程度の事情聴取はできているとしても依頼者との関係から期日で即答できないことなどが挙げられた。

これに対しては、当事者が議論の準備をして期日に臨むことができるようにするため、裁判所が次回期日で口頭議論をすることや議論する事項を当事者に事前に告知することが有効であるとの意見が出された。

また、既に代理人が依頼者からある程度の事情聴取ができている場合には、裁判所から代理人に対して、(次回期日までに書面で確定的な主張をする前提で)暫定的な主張の見通しを述べるように促すこともされており、一方当事者から暫定的な主張の見通しが示されることで、相手方当事者は早めに反論の準備に着手することができ、裁判所もその後の審理の見通しを付けることができるとの意見が出された。この点について、代理人の側からは、暫定的な見通しを述べるためには、その前提として当事者間でノン・コミットメントルール<sup>1</sup>についての共通認識が形成されている必要があるが、現状で

<sup>1</sup> 暫定的な発言は撤回可能なものとし、裁判所は当該発言をもって心証形成することはなく、相手方も当該発言を準備書面で引用するなどしないということ。

は全ての代理人が理解しているとはいえないとの意見が出された。その要因としては、近年は弁護士数の増加等により弁護士同士の関係が希薄になっていることもあり、代理人間にノン・コミットメントルールについての共通認識が形成されにくくなっていることが指摘された。また、裁判所との関係でも、期日での代理人の発言が本当に心証形成に影響しないのか疑問があり、暫定的な主張に基づく議論をすることは躊躇するといった意見が出された。

これに対しては、裁判所が当事者に対して暫定的な主張の見通しを述べるよう促す際には、最初に双方当事者に対してノン・コミットメントルールが適用される旨説明するとともに、議論の終了後に、一方当事者に対しては書面で確定的な主張をするよう求め、相手方当事者に対しては書面による確定的な主張が提出されてから反論するよう促すといった工夫例が紹介された。また、ノン・コミットメントルールの在り方等について、裁判所と弁護士会との間で意見交換をするなどして共通認識を構築する必要があるとの意見も出された。

### (エ) 争点の確認と記録化の実情等

争点の確認については、期日における口頭での確認のほか、複雑な事案では当事者に対して争点整理案を示したり要約書面の提出を求めたりする方法で行われているとの紹介があった。確認対象については、裁判所の側から、主要事実レベルの争点のほか、事案によっては重要な間接事実や争点の軽重についても確認しているとの現状認識が示された。他方、代理人の側からは、間接事実レベルの争点の確認や争点の軽重の確認は十分ではないとの指摘や、過失の評価根拠事実などが十分に整理し切れず争点を明確に確認しないまま人証調べに入ることもあるとの指摘もあった。

記録化については、裁判所の側から、①主要事実レベルの主張の撤回や自白のほか、今後の立証との関係で重要となりそうな間接事実や争点も調書に記載している、②複雑な事案では主張整理表や主張の骨子を調書に添付することもある、③争点整理の途中においてもできるだけ確認した争点を調書に記載しているといった実情が紹介された。他方、代理人の側からは、①主張の撤回や自白は調書に記載されているが、争点自体を調書に記載している事案は少ない、②裁判所から調書に記載する旨の告知がされなければ通常は調書の閲覧謄写をしていないといった指摘があった。

争点の確認や記録化の効果としては、①証拠調べの内容が争点に焦点を当てた効果的なものとなる、②主張立証責任の所在が明らかになる、③当事者にとっても事件の見通しがついて和解が成立しやすくなる、④争点の認識共有により不意打ち判決を防止できることなどが挙げられた。また、⑤争点整理の序盤や中盤で主張の構造（要件事実）や書証の成立に関する認否を確認して記録化することにより、その後の主張立証が拡散することを防ぐことができるとの指摘もあった。

他方、争点の記録化がされない要因としては、裁判所の側から、調書の記載に手間が掛かる一方、さほど複雑ではない事案では準備書面等により裁判所と当事者との間で認識共有が図られているため、あえて記録化しなくてもよいとの意識があるとの指摘があった。また、代理人の側からは、審理の序盤で争点が記録化されると、争点が絞られすぎて十分な主張立証がしにくくなり、紛争の実相に合わない結果となるおそれがあるとの指摘があり、争点を確定する時期についても裁判所と当事者との間で認識共有が必要であるとの意見も出された。

### (オ) 電話会議システムやテレビ会議システムを利用した争点整理における認識共有のあい路と方策

電話会議システムを利用した争点整理<sup>2</sup>については、①相手の表情や反応が分かりにくい、互いに認識が伝わっているか確認しにくい、②図面や地図などの書証の該当箇所を指摘しながらの議論が

<sup>2</sup> 電話会議システムを利用して弁論準備手続期日を実施する場合、一方当事者は受訴裁判所に出頭し、相手方当事者は代理人の弁護士事務所等に所在し、裁判所と弁護士事務所等を電話会議システムで接続して音声通話をする方法により期日が行われている。

しにくい、③期日での書面交付ができないため事前送付の手間が掛かるといったあい路が指摘された。

また、テレビ会議システムを利用した争点整理<sup>3</sup>については、相手方の顔を見ながら話をするので、電話会議と比較すると認識共有が容易になるとの指摘がある一方、現在のテレビ会議システムでは、①画像や音声のタイムラグがあるため、相手の表情等から発言のニュアンスを読み取ることが難しい、②書画カメラの解像度が低く、共通の図面や物を見ながらの議論もしにくいといった指摘があった。また、遠隔地にいる者もテレビ会議システムが設置された裁判所に出頭しなければならないところ、それが法廷等の少ない地方の裁判所である場合には期日調整が困難となる場合があり、このことがテレビ会議の利用がそれほど広まっていない一因となっている可能性も指摘された。

これに対しては、ウェブ会議等のITツール<sup>4</sup>を活用することが可能となれば、相手の表情や反応がより鮮明に映し出されるため、円滑な認識共有が可能となるとともに、柔軟な期日調整もできるのではないかと指摘があった。また、オンラインでのデータ共有等により、図面や地図などのほか、期日間の釈明事項、主張の骨子、期日の結果等の電子データを共有することが可能となれば、裁判所と当事者との間で共通認識を持ちやすくなるとの指摘もあった。そして、これらのITツールを用いることにより期日間隔の短縮や作業の効率化を図り、審理の迅速化につなげることができるのではないかと意見も出された。

#### (カ) 裁判所内、弁護士会内及び裁判所と弁護士会との意見交換

裁判所内では、各部内で争点等の認識共有の在り方について随時話題にしているほか、庁内で具体的な事例を用いた意見交換や模擬弁論準備手続を行うなどして、ノン・コミットメントルールや口頭議論の活性化等の在り方について議論が行われている。このような意見交換により、裁判官同士で認識共有のための具体的な方法を共有することができ、また、具体的な事例を用いて検討することにより問題意識が浸透しやすくなるとの意見が出された。

他方、弁護士会の中には、裁判官を講師とした争点整理等についての研修を行っているところがあり、訴訟進行についての裁判官の率直な意見を伝えることができる点で効果があるとの意見が出された。

また、裁判所と弁護士会との間で、具体的事例を用いた模擬弁論準備手続や認識共有の実情に関するアンケートを実施して議論を行っている例もある。このような意見交換の効果としては、①裁判所の認識等が伝わっているか否かについて裁判官と代理人との間に認識のずれがあることや、裁判官によって訴訟指揮にばらつきがあることが分かる、②口頭議論の在り方について裁判官と代理人との間で共通認識や相互理解が深まり、口頭議論がやりやすくなる、といった点が挙げられた。

もっとも、これらの意見交換に参加していない裁判官及び弁護士への周知・還元が引き続き課題であるところ、裁判所においては庁内の会議での報告や結果の取りまとめの回覧等が行われており、弁護士会においては会報への結果の掲載やeラーニングの活用による周知・還元のほか、興味を引くキーワードを用いた広報等により研修参加者を増やす試みがされていることが紹介された。

### イ 非典型的な損害賠償事件において争点等の認識共有を困難とする具体的事情及び工夫

#### (ア) 統計データ

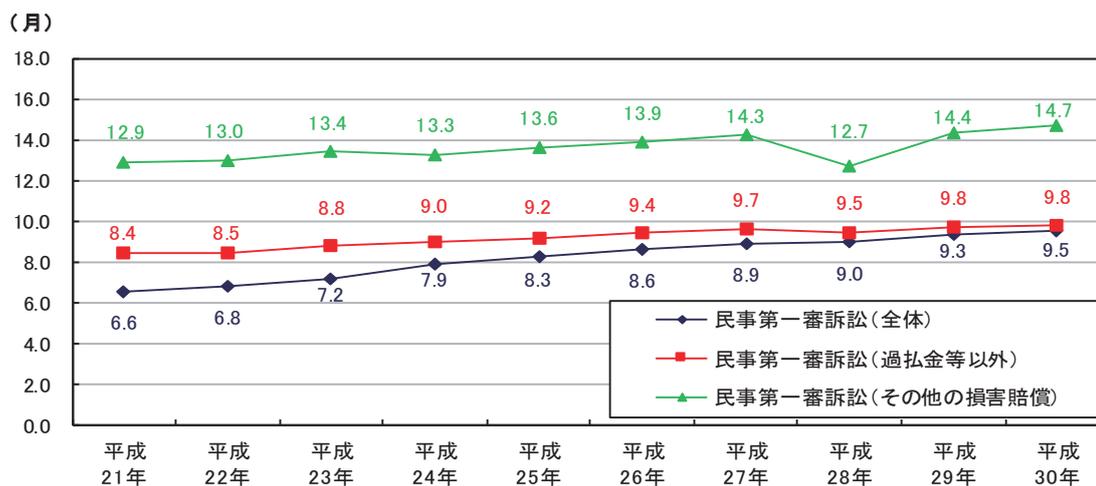
【図】は、民事第一審訴訟のうち判決、和解又は取下げで終局した事件の平均審理期間の推移を示

<sup>3</sup> テレビ会議システムを利用して弁論準備手続期日を実施する場合、一方当事者は受訴裁判所に出頭し、相手方当事者は最寄りのテレビ会議システムが設置された裁判所(以下「出頭裁判所」という。)に出頭し、受訴裁判所と出頭裁判所をテレビ会議システムで接続する方法により期日が行われている。

<sup>4</sup> 平成29年10月に内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」において民事裁判手続のIT化について検討が行われ、平成30年3月に検討結果が取りまとめられた。同取りまとめでは、e提出(訴状等のオンライン提出等)、e法廷(ウェブ会議等を通じた裁判手続への参加)、e事件管理(訴訟記録の電子化等)の3つのeの実現を目指すこととされており、裁判所においても、民事訴訟手続におけるITツールの活用に向けた検討が進められている。

すものである。民事第一審訴訟（全体）は、平成21年から平成30年にかけて6.6月から9.5月の間で推移しているのに対し、民事第一審訴訟（その他の損害賠償）は、平成21年から平成30年にかけて12.7月から14.7月の間で推移しており、民事第一審訴訟（全体）と比べて相当長期化している。

【図】 既済事件の平均審理期間の推移（判決、和解又は取下げで終局した事件）  
（民事第一審訴訟（全体）、民事第一審訴訟（過払金等以外）及び民事第一審訴訟（その他の損害賠償））



### （イ）「その他の損害賠償」事件のサンプル調査の結果

今回の実情調査では、対象庁において、「その他の損害賠償」事件の具体的な内容についてのサンプル調査<sup>5</sup>を行った。その結果、大規模庁では、その他契約関係の事件数が最も多く、次いで事件数の多いものから順に、国家賠償関係、不貞慰謝料関係、その他人身傷害関係、会社関係、相続財産関係、金融商品関係、労働関係、名誉毀損関係、介護関係、IT・ソフトウェア関係であった。また、中規模庁では、国家賠償関係の事件数が最も多く、次いで事件数の多いものから順に、不貞慰謝料関係、

<sup>5</sup> 実情調査の対象庁が受理した「その他の損害賠償」事件のうち、抽出日時点で係属中の事件の記録を、受理日の新しいものから順に100件調査し、事件の内容ごとに次のとおり分類した。

- ①介護関係 介護施設（サービス付き高齢者住宅を含む。）や訪問介護での事故を理由とするものなど
- ②相続財産関係 相続財産（相続開始前の被相続人の財産を含む。）の使い込みを理由とするものなど
- ③名誉毀損関係 名誉権侵害、侮辱、プライバシー侵害等を理由とするもの（インターネット上の名誉毀損等を理由とするものを含む。）など
- ④不貞慰謝料関係 配偶者等との不貞行為を理由とするもの
- ⑤金融商品関係 先物取引等のデリバティブ取引（未公開株に関する取引を含む。）に関する説明義務違反や適合性原則違反を理由とするものなど
- ⑥学校関係 学校で発生した事故を理由とするものに加え、いじめ、生徒への安全配慮義務違反（教師から学校に対する使用者の安全配慮義務違反を理由とするものは「労働関係事件」に分類する。）を理由とするものなど
- ⑦IT・ソフトウェア関係 システム開発契約上の契約違反を理由とするものなど
- ⑧会社関係 取締役や従業員による横領・背任、取締役の善管注意義務違反を理由とするものなど
- ⑨労働関係 パワハラ、過重労働など使用者の安全配慮義務違反を理由とするものなど
- ⑩その他契約関係 上記①から⑨に該当しないもののうち、売買契約や請負契約等の契約関係に起因して債務不履行責任、不法行為責任を追求するものなど（契約締結上の過失・継続的契約の打ち切りを理由とするものを含む。）
- ⑪その他人身傷害関係 上記①から⑩に該当しないもののうち、故意又は過失による人の生命・身体の侵害等を理由とするものなど
- ⑫国家賠償関係 上記①から⑪に該当しないもののうち、国家賠償法に基づくもの
- ⑬その他 上記①から⑫に該当しないもの

その他契約関係, その他人身傷害関係, 会社関係, 労働関係, 相続財産関係, 名誉毀損関係であった。

以上の調査により, 「その他の損害賠償」事件の中には, 不貞慰謝料関係や金融商品関係等のある程度類型化できる事件のほか, その他契約関係やその他人身傷害関係といった個別性が高く類型化が難しい非典型的な事件が多く含まれていることがうかがわれた。

#### (ウ) 認識共有を困難とする具体的事情と工夫

「その他の損害賠償」事件のうち, 不貞慰謝料関係のような類型的な事件は争点に関する認識共有が比較的容易であるが, 非典型的な事件では, 判断枠組みが明確でなかったり, 直接証拠がないため多数の間接事実が主張されたりするなどして, 争点等の認識共有が困難となることがうかがわれた。具体的には, 以下のような指摘があった。

- ・その他人身傷害関係の事件等では, 原告の主張において被告の不法行為が特定されていないことや, 過失や注意義務違反に関する主張が不明確なことがあり, 争点整理に必要な事実関係の主張や証拠が提出されていないことも多い。このような場合, 裁判所は, 原告に主張立証を促すほか, 被告側に証拠が偏在している場合には被告にも主張立証を促し, 代理人においては, 弁護士法 23 条の 2 に基づく照会等を利用して証拠を収集している。
- ・先例の乏しい事件では, 要件事実や重要な間接事実が明確でないことから, 双方当事者から背景事情等を含む広範な事実関係や法律関係が主張される一方で, 争点を明らかにする上で真に必要な事実関係は必ずしも十分に主張されないこともあるため, 争点が拡散して長期化することがある。このような事態が懸念される場合, 裁判所においては早期に法律構成について認識を示すこと, 代理人においては時系列表や事実関係整理表を作成したり, 関連裁判例を提出したりすることなどにより, 議論の整理を試みている。
- ・争点整理の前提として医学や工学等の専門的知見が必要となる事件では, 裁判所の専門的知見が不足しているため, 裁判所が争点整理のイニシアティブを取ることができず, 争点の認識共有が困難となることが多い。このような場合, 裁判所においては, 当事者に文献の提出や期日での口頭説明を求め, 代理人においても, 図を用いた説明や争点に特化した準備書面の作成等を行うなどして, 必要な知見の共有を図っている。また, 専門委員の活用, 現地見分や説明会の実施, 専門的知見に関する証拠調べの先行等の工夫もされている。
- ・代理人と依頼者との信頼関係が希薄な場合には, 代理人において事情聴取や証拠収集がスムーズに行えなかったり, 依頼者の方針や主張が途中で変わったりするため, 紛争の実相をとらえて適切に主張を構成することが困難となる。
- ・相続財産関係の紛争や近隣同士の紛争で当事者間の感情的な対立が激しく, 期日におけるコミュニケーションが円滑に行えない場合には, 前提となる信頼関係の構築から始める必要がある。

#### (エ) 対策

「その他の損害賠償」事件のうち, 類型的な事件については, ①裁判所内においては, IT・ソフトウェア関係の専門家による実務上の諸問題についての講義や, 不貞慰謝料額に関する裁判官同士の意見交換, 名誉毀損事件に関する判例の研究会等が行われており, ②裁判所と弁護士会との間では, DVやマンション問題に関する事件など, 認識共有が困難な事件類型をテーマとした意見交換が行われている。このように, 類型的な事件については, 裁判所内や裁判所と弁護士会との間で, 事件類型に応じた判断枠組みや実務上の諸問題について意見交換を行うことにより, 認識共有の促進を図り得ることがうかがわれた。

他方, 類型化が難しい非典型的な事件については, 事案ごとの個別性が高く, 類似する事案を経験する機会が少ないため, 共通のイメージを持って議論をすることが難しく, 裁判所内及び裁判所と弁護士会との間の意見交換において, これに特化した議論はされていない。そのため, 非典型的な事件

については、釈明権の行使、暫定的心証開示、ノン・コミットメントルール等による口頭議論の活性化、専門的知見の早期獲得等の一般的な争点整理の手法を、個々の事件の特性に応じて実践することにより、争点等の認識共有を図っているのが実情であることがうかがわれた。

### (2) 検証検討会での議論

検証検討会では、審理の序盤では、裁判所の言い方が曖昧であったり質問の趣旨・理由の説明が不十分であったりして、裁判所の認識等が代理人に伝わらないことがあるが、審理の中盤以降は活発に双方向のコミュニケーションが行われ、争点の軽重についても議論されており、全体としてみると争点等の認識共有がされているとの評価が示された。他方、裁判所としては準備書面において十分な主張がされているためあえて認識等を示す必要はないと考える場合であっても、裁判所と当事者との間で認識にずれが生じることもあるため、裁判所の認識等を示すことはなお必要ではないかとの指摘があった。

また、争点整理における認識共有の促進に関し、実情調査においては裁判所側及び代理人側の双方から先進的な議論状況が紹介されたものの、この点に関する問題意識が弁護士全体に浸透するにはまだ時間を要するとの意見が出された。また、認識共有の手法の一つであるノン・コミットメントルールについては、代理人側にはなお裁判官の心証形成への影響や相手方代理人に言質を取られることへの懸念があるとの指摘や、裁判所側にもノン・コミットメントルールを個々の事案のどのような場面でどのように実践すべきかが十分に意識されていないのではないかとの指摘があった。今後、実情調査で取り上げられた争点整理の手法を実践につなげるためには、それらの手法について抽象的に議論するだけでなく、個々の事案の審理の段階や局面に応じた効果的な実践方法について議論する必要があるとの意見が出された。

「その他の損害賠償」については、ある程度類型化が可能な事件については更に裁判所内で判断枠組み等を検討していく必要があるとの意見が出された。他方、その他契約関係やその他人身傷害関係など、個別性が高く、既存の法的枠組みをそのまま当てはめられない非典型的な事件については、代理人が事実関係や法律構成を十分に整理しないまま訴えを提起した場合には争点整理に時間がかかることがあり、そのような事件の増加が争点整理期間の長期化に影響しているのではないかとの指摘があった。また、裁判所においても、特に経験の浅い裁判官にとっては、審理運営に困難を感じる要因が自身の経験不足によるものか、それとも事案の非典型性や困難性によるものかを見極めること自体が容易でないことがあるため、裁判所内で具体的な事案の特徴を踏まえた議論ができる場を設けることも有用であるとの意見が出された。

### (3) 今後に向けての検討

実情調査では、争点整理における双方向のコミュニケーションをより活発にするための方策として、釈明権の行使や暫定的心証開示、ノン・コミットメントルール等について、裁判所側及び代理人側から様々な工夫が紹介された。もっとも、代理人側については、これらの議論の問題意識が弁護士全体に浸透するには至っていないとの指摘がされており、今後は、裁判所と弁護士会との間で引き続き議論を行うほか、広く問題意識の浸透を図るための方策を検討する必要がある。また、裁判所側についても、当事者への認識等の伝え方や争点等の確認・記録化については、なお裁判官によってばらつきがあることが指摘されており、裁判所内において、争点等の認識共有や争点の絞り込みの具体的な方法を共有するための方策を検討することが必要となろう。さらに、これらの議論を実践につなげるためには、争点整理の手法について抽象的に議論するだけでなく、具体的な審理の段階や局面に応じた効果的な方策について議論することも重要であると考えられる。

「その他の損害賠償」事件については、類型的な事件と、個別性が高く類型化が難しい非典型的な事件に分けられる。類型的な事件については、裁判官同士及び裁判所と弁護士会との間で、審理判断の枠組み等について意見交換を行うことにより共通認識を構築し、認識共有の促進を図ることが可能である

と考えられる。他方、非典型的な事件については、事案の個別性が高いため、共通のイメージを持って審理判断の枠組みを議論することが難しいとの指摘がある。そのため、非典型的な事件については、釈明権の行使、暫定的心証開示、ノン・コミットメントルール等による口頭議論の活性化といった一般的な争点整理の手法を、個々の事案の特性や場面に応じて的確に実践することが重要となってくる。今後は、類型的な事件については判断枠組みの共有を図り、非典型的な事件については一般的な争点整理の手法を事案や局面に応じて効果的に実践するためのノウハウ等の共有を図ることが課題であり、そのための方策を検討する必要があると考えられる。

### 3 合議体による審理の活用

#### (1) 実情調査の結果

##### ア 合議体による審理の効果

審理が難航している単独事件を合議に付すことで、合議体による多角的な観点からの検討が可能となり、①訴訟指揮や求釈明の内容が明確化され迅速な争点整理につながる、②説得的な和解案の提示により当事者の納得が得られやすく早期に和解が成立するとの指摘があった。また、③合議体のマンパワーを活用することにより、作業量の多い事件に対応することができるとの指摘もあった。このように、審理が難航している単独事件を早期に合議に付すことにより、迅速化を図っていることがうかがわれた。

他方、代理人の側からは、合議に付される事件は複雑困難な事件が多いことなどから、一般的には単独事件の方が迅速なイメージがあるとの意見も出された。

##### イ 長期化が見込まれる単独事件を早期に合議に付すための工夫

長期化が見込まれる単独事件を早期に合議に付すための工夫として、付合議基準に「審理期間が1年を経過してもなお長期化が予想される事件」を明示するとともに、定期的に部に係属する単独事件の進行状況を確認し、長期化が見込まれる事件の有無について検討すること（部に係属する合議相当事件の有無を定期的に検討する取組のことを、実務上「棚卸し」と呼ぶことがある。）により、審理が難航している単独事件を部の実情に応じて意識的に合議に付すようになったとの実例が紹介された。また、裁判所内の部を超えた協議の場において、各部の付合議の時期や手順について意見交換をし、適時適切に合議に付されるように付合議の仕組みの改善を図っていることが紹介された。

##### ウ 付合議により審理が長期化する要因と対策

裁判所の側からは、合議事件が増えることにより審理が長期化するおそれがあり、その要因として、合議の開廷日が少ないため証拠調べ期日の調整が困難となるという点が指摘された。これに対しては、あらかじめ数日先までの期日を予約することにより対応しているとの工夫が紹介された。

また、他の大規模な合議事件の判決起案の時期や合議体の構成員の異動時期に合議に付した事件については、審理が円滑に進まないことがあるとの指摘があった。これに対しては、付合議の時期を調整するなどして、審理の長期化を避けるようにしているとの工夫が紹介された。

さらに、付合議により合議体の構成員の負担が増えることが指摘された。これに対しては、右陪席裁判官については、①難しい単独事件を合議に付すことにより自信をもって進行できるようになるので負担が軽減する面もある、②主任事件以外の合議事件については、関与の方法を工夫しているといった意見が出された。また、作業量の多い事件を合議に付した場合、主任裁判官として作業を行うことが多い左陪席裁判官の負担とのバランスも考慮する必要があるとの意見もあった。

このほかに、代理人の側から、合議事件の進行を主任裁判官である左陪席裁判官に任せきりにしていると思われる事案で、裁判所と当事者との間の意思疎通が円滑にできなかつたり、議論の整理が不十分であったりして、迅速な審理につながらない例があるとの指摘もあった。この点に関しては、裁判長が合議事件に注力できるようにするため裁判長への事件の配てんを減らすなどの取組や、期日前合議（各

期日に向けて当該期日の前に行われる評議)の方法、各構成員の合議への関わり方等の合議の在り方について意見交換し、改善を図るなどの工夫が紹介された。

以上に加え、合議の充実・活用を図る上では、当事者にも、準備書面の早期提出などの協力が求められるとの指摘があった。特に、合議事件では期日前合議において合議体の構成員が準備書面を検討した上で議論をする必要があるため、書面の提出期限の遵守が重要であるとの意見が多く出された。この点について、代理人の側からは、期日前合議の実情を代理人に周知することで書面の提出に関する代理人の意識も変わるのではないかと指摘があった。

### (2) 検証検討会での議論

検証検討会では、長期化が見込まれる事件を適切に合議に付すことで、争点整理等が円滑に進むとともに、マンパワーの活用が可能となることから、迅速化のためには、複雑な事件や長期化が見込まれる事件については、可能な限り早期に合議に付すことが有効であることが確認された。

他方、既に部に多数の合議事件が係属していたり、単独事件を合議に付すことで合議の準備等の負担が増加するのではないかと懸念があったりすると、右陪席裁判官から付合議の申出をしにくくなるとの指摘があった。そのような事態を回避するためには、あらかじめ付合議基準を決めておくことが重要であるとの意見のほか、随時合議に付すべき事件を部内で議論することも考えられるといった意見が出された。また、仮に最終的に合議に付さないことになったとしても、合議に付すべきかを部内で検討する過程で、事件の争点が整理されたり審理のノウハウが共有されたりして迅速な解決につながる効果があることから、今後も必要な事件は合議に付すという意識を持つことが重要であるとの指摘もあった。

### (3) 今後に向けての検討

審理が難航している単独事件については、合議に付すことにより審理の迅速化を図ることができると考えられるが、長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すためには、部の実情に応じて、付合議基準や棚卸し等の方法を工夫することが必要であると考えられる。また、合議に付した後、充実した迅速な審理を行うためには、合議体において適切に合議を行うことが重要であるが、これを実現するためには、部に係属する他の合議事件の状況や合議体の構成員の繁忙状況等を踏まえ、付合議の時期や構成員間の役割分担などを工夫する必要がある。今後は、これらの具体的な方策について、裁判所内で部を超えた情報交換を進めるとともに、各部・各庁の実情を踏まえた効果的な在り方を検討することが課題となろう。

また、期日前合議を実質的なものとするためには、当事者においても準備書面や証拠を早期に提出し、合議体の構成員による検討の期間を確保することが必須となる。そのためには、裁判所と代理人との間で、その必要性について共通認識を得ていくことが重要であると考えられる。